

(主管課：)

補助金等の名称	申請者		(係名：)
国県補助・単独の別	国県補助 単独	交付決定額：	円
歳出予算科目	款 項 目 節 予算事業名：	変更交付決定額：	円
事業区分(該当に○)	単年度 繰越 債務負担行為(年度～ 年度)	確定通知額：	円
事業の性格(該当に○)	ハード事業 ソフト事業 ハード・ソフト混合事業		

チェック項目			担当者 確認	係長等 確認
1. 基本的事項	1-1	補助金については交付要綱を制定しているか		
	1-2	事業の公益性が客観的に認められるか		
	1-3	予算は確保されているか		
2. 交付申請	2-1	申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか		
	2-2	申請書提出前に事業に着手していないか		
	2-3	市の他の補助金の対象事業になっていないか		
	2-4	申請書の申請目的が明確になっているか		
	2-5	申請書及び添付書類に不備がないか		
	2-6	【ハード事業】実施設計書が添付されているか		
	2-7	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか		
	2-8	事業計画書は適切か		
	2-9	収支予算書は適切か		
	2-10	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか		
	2-11	費用の妥当性はどうか		
	2-12	総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか		
	2-13	総会等で議決がなされているか		
3. 交付決定 (内部決裁)	3-1	交付額の算定基礎は適切か		
	3-2	申請書の審査を適切に実施したか		
	3-3	【ハード事業】実施設計書の審査を適切に実施したか		
	3-4	事業遂行途中の状況報告を必要とするか		
4. 決定通知	4-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか		
	4-2	決定通知の日付は適切か		
	4-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか		
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(担当者) 職名： 氏名 ㊟				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(係長等) 職名： 氏名 ㊟				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(課長等) 職名： 氏名 ㊟				
5. 変更(中止・廃止) 承認申請	5-1	申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか		
	5-2	申請書の提出が遅延していないか		
	5-3	申請書の申請目的が明確になっているか		
	5-4	申請書及び添付書類に不備がないか		
	5-5	【ハード事業】実施設計書が添付されているか		
	5-6	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか		
	5-7	事業計画書は適切か		
	5-8	収支予算書は適切か		
	5-9	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか		

		チェック項目	担当者 確認	係長等 確認
	5-10	費用の妥当性はどうか		
	5-11	総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか		
	5-12	当初の目的と乖離していないか		
	5-13	総会等で議決がなされているか		
	5-14	増額申請の場合は予算は確保されているか		
	5-15	変更理由は適切か		
6. 変更（中止・廃止） 交付決定	6-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか		
	6-2	決定通知の日付は適切か		
	6-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか		
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 印				
8. 実績報告	8-1	実績報告の内容が明確であるか		
	8-2	実績報告書の基礎となる明細（決算書等）があるか		
	8-3	報告書及び添付書類に不備がないか		
	8-4	報告書の日付は適切か		
	8-5	成果物は確認したか		
	8-6	通帳は原本を確認したか		
	8-7	交付決定及び変更交付決定の内容と整合性があるか		
	8-8	【ハード事業】実施設計書のとおり施工されているか、現地（現物）調査を行っているか		
	8-9	書類審査で確認できないものは現地（現物）調査を行っているか		
	8-10	余剰金・繰越金が発生していないか		
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 印				
9. 確定通知	9-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか		
	9-2	確定通知の日付は適切か		
	9-3	不適切な処理があった場合、交付決定の全部又は一部を取り消したか		
10. 交付請求	10-1	確定通知は出したか		
	10-2	請求の日付は適切か		
11. 補助金支払 （精算）	11-1	財務規則及び運用マニュアルに基づいて処理しているか		
	11-2	申請者に誤記はないか（同姓同名、団体名、住所など）		
	11-3	支払口座は適正か（金融機関名、支店名、口座番号、名義人）		
12. その他	12-1	所管事業において別途チェック表がある場合は、その事業申請におけるチェックが終了しているか		
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 印				

5. 変更(中止・廃止)

		チェック項目	担当者 確認	係長等 確認
5. 変更(中止・廃止) 承認申請	5-1	申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか		
	5-2	申請書の提出が遅延していないか		
	5-3	申請書の申請目的が明確になっているか		
	5-4	申請書及び添付書類に不備がないか		
	5-5	【ハード事業】実施設計書が添付されているか		
	5-6	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか		
	5-7	事業計画書は適切か		
	5-8	収支予算書は適切か		
	5-9	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか		
	5-10	費用の妥当性はどうか		
	5-11	総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか		
	5-12	当初の目的と乖離していないか		
	5-13	総会等で議決がなされているか		
	5-14	増額申請の場合は予算は確保されているか		
	5-15	変更理由は適切か		
6. 変更(中止・廃止) 交付決定	6-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか		
	6-2	決定通知の日付は適切か		
	6-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか		
上記のとおり確認しました。確認日: 年 月 日 確認者(担当者) 職名: 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日: 年 月 日 確認者(係長等) 職名: 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日: 年 月 日 確認者(課長等) 職名: 氏名 印				
5. 変更(中止・廃止) 承認申請	5-1	申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか		
	5-2	申請書の提出が遅延していないか		
	5-3	申請書の申請目的が明確になっているか		
	5-4	申請書及び添付書類に不備がないか		
	5-5	【ハード事業】実施設計書が添付されているか		
	5-6	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか		
	5-7	事業計画書は適切か		
	5-8	収支予算書は適切か		
	5-9	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか		
	5-10	費用の妥当性はどうか		
	5-11	総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか		
	5-12	当初の目的と乖離していないか		
	5-13	総会等で議決がなされているか		
	5-14	増額申請の場合は予算は確保されているか		
	5-15	変更理由は適切か		
6. 変更(中止・廃止) 交付決定	6-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか		
	6-2	決定通知の日付は適切か		
	6-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか		
上記のとおり確認しました。確認日: 年 月 日 確認者(担当者) 職名: 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日: 年 月 日 確認者(係長等) 職名: 氏名 印				
上記のとおり確認しました。確認日: 年 月 日 確認者(課長等) 職名: 氏名 印				

7. 概算払・前金払

		チェック項目		担当者 確認	係長等 確認
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 ㊟					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 ㊟					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 ㊟					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 ㊟					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（担当者） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（係長等） 職名： 氏名 ㊟					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者（課長等） 職名： 氏名 ㊟					

チャェックリストは1件の補助金の金額20万円を超えるものについて適用する。

承認者の順号は、担当官→係長(課長)→基本とす。ただし、担当者が係長、や「補佐」の場合は次の例を参考とする。例「係長(補佐)→補佐(係長)→課長」

このチャェックリストは、適切な補助事業を認定すると同時により良い事業及び好まな事業実施の遂行を補助事業申請者(申請課)が一緒に考えていくためのものである。

新規事業の事業設計上や、野放参入者との関係の取組など、投前からの補助事業についても改めて検討を加えること。

	チェック項目	留意事項
1. 基本事項	1-1 補助金については交付要綱を制定しているか 1-2 事業の公益性が客観的に認められるか 1-3 予算は確保されているか 2-1 申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか 2-2 申請書提出前に事業に着手していないか 2-3 市の補助金の付与事業になっていないか 2-4 申請書の申請目的が明確になっているか 2-5 申請書及び添付書類に不備がないか 2-6 【ハード事業】実施設計書が添付されているか 2-7 事業実施団体の担当者は客観的に認められるか 2-8 事業計画書は適切か 2-9 収支予算書は適切か 2-10 対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか 2-11 費用の妥当性はどうか 2-12 総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか 2-13 総会等で議決がなされているか 3-1 交付額の算定基準は適切か 3-2 申請書の審査を適切に実施したか 3-3 【ハード事業】実施設計書の審査を適切に実施したか 3-4 事業遂行途中の状況報告を必要とするか 4-1 決裁規程に基づいて決裁を行っているか 4-2 決定通知の日付は適切か 4-3 状況報告を必要とする等の条件を付したか 5-1 変更申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか 5-2 変更申請書の提出が遅延していないか 5-3 当初の目的と乖離していないか	1-1 補助金については交付要綱の制定が必要(単独事業でも必要)。 ・事業によっては贈答品扱い、前金払いについてよく検討すること。 ・特定の者が受益者となっていないようによく検討すること。 1-2 事業の公益性を客観的に認められるか次の視点で確認。 ・その活動、事業が、広く市民に認められるか。 ・関係する法令や裁判例はクリアされているか。 例：ア、境内の設置物を撤去するのは認められないこともあるが、鳥居を撤去するのは政教分離から不適切であらう。 ウ、サマースクールのイベントで、焚火などでヤセなどを焼く行為 など。 1-3 協議事業の場合は、予算が充足していないか確認。 2-1 補助金・負担金の二重交付にならないか確認。 2-2 特別、要綱等に照らして適切か。 2-3 事業実施団体の担当者は客観的に認められるか次の視点で確認。 ・任意団体と人権委任委員会、法人など、他の相手方がその事業を実施することに あつて適格性があるかどうか。 ・ア、地域おこしなどの活動では地区から認知されている団体か。 ・イトラブルがあつた場合責任の所在は明確か。 ・協賛の団体はないか、その事業をその団体が実施することに支障はないか。(世界遺産、ジラス、ジオ、トキ、熊、広島の地域おこしの協力隊、等は注意。) 2-4 事業計画書や収支予算書が適切な確認。 例：高額の予算執行においては2割以上の見積書を載しているかなどの合理性があるかのチェックが必要。 2-5 対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか次の視点で確認。 ・その時点で金額が精査されていない場合には以下の注意が必要。 ・ア、その補助事業が、現時点に事業費と勘定されるタイプか。 ・イ、事業費変動が認められるにしても限度等があるか。 ・事業目的に対して事業内容としての費用バランスはどうか。事業内容が膨れ、たよで判断すること。 ・ア、ソフト事業が主目的の事業で物品購入等の比重が大きき。 ・イ、事業の一端としての購買品などに講師報酬員の仕事が大きい。 2-11 費用の妥当性はどうか次の視点で確認。 ・相場額というものを踏んで、あるいはバリエーションで、あるいは複数の(遠慮しない)参考費用も見て、確認すること。 例：ア、現本数枚が30〜50万と100万とでは意味からして倍額の必要あり イ、100万の本数を購入するにしても、自己負担率がどれだけか。また100万金額を補助対象としにくい場合もある。 ・寄名人を譲渡に困難すれば、ア、5万円と謝礼で50万であったとしても安いとはいえないと考える。しかし、その寄名人を呼ぶ必然性はあるのか。全体事業の中で50万の持つ意義はどうかなどとは総合的に判断すべき。 2-12 給事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか次の視点で確認。 ・自己負担の金額、あるいは事業終了時までの事業費を用意することが出来るか。 ・10名以上の共同担当事者が居て、数十万円の経費であれば、トラブルがあっても弁済可能であろうが、1千万を超えるような場合にはしっかりとりにして決定が必要。 2-13 申請者が団体の場合は、その団体の財産等で補助事業申請することの禁止又は意思疎明が必要となっているか。 3-1 交付額の算定基準は組織のあるものか。 3-3 ハード事業の場合は実施設計書の審査が適切に実施されているか確認。 3-4 事業の性格から途中経過を監視する必要があること。 4-2 決定通知の日付と事業着手予定の日付けを確認すること。 4-3 事業の性格から途中経過を監視する必要がある場合には状況報告を条件に付すこと。 5-1 既に改変事業に着手していないか確認。 5-3 当初の事業目的が変更されていないか。

チェック項目		留意事項
5-4	変更理由は適切か	5-4 変更理由が補助金額の消化をするためのものになっていないか。 変更理由に合理的な説明ができるか。
5-5	変更申請書及び添付書類に不備がないか	5-5 2-6参照
5-6	【ハード事業】変更実施設計書が添付されているか	5-7, 5-8 2-7, 2-8参照
5-7	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか	
5-8	事業計画書は適切か	
5-9	収支予算書は適切か	5-10 2-9参照
5-10	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか	5-11 2-10参照
5-11	費用の妥当性はどうか	5-12 2-11参照
5-12	事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか	5-13 2-12参照
5-13	社会等で解決がなされているか	5-14 1-3参照
5-14	増額申請の場合は予算は確保されているか	
6-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか	6-2 変更通知の日付と事業変更着手予定の日付を確認。
6-2	交付決定後通知書の日付は適切か	6-3 4-3参照
6-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか	
7-1	要綱に照準し、前金払の規程があるか（支払い限度基準等）	7-2 要綱に規定があるからという理由だけで支払うのではなく、支払いをしなければ補助事業に支障をきたす理由を整理すること。
7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか	7-3 負担金については、支払いをしなければ事業に支障をきたす理由を整理し決裁を得ること。
7-3	要綱に照準し、前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか	7-4 財務機関及び運用マニュアルに基づいて整理しているか。申請書に記載がないか（団体間名、団体名、住所など）、支払口座は適正か（金融機関名、支店名、口座番号、名義人） このチェックリストのコピーを支出証書に添付すること。
7-4	支払いの取替処理は適切か	
8-1	実績報告の内容が明確であるか	各年度に実績報告書提出する事業については、その後の後援や補助金等の支払いに期間を要し、出納時間期間内の処理に問題がないケースがあるので、申請書に引し事業完了後、速やかに報告書提出するよう指導すること。
8-2	実績報告書の基礎となる明細（決算書等）があるか	8-3 領収書の確認において、その内容・金額が具体的に記載されているか。
8-3	報告書及び添付書類に不備がないか	2-4参照
8-4	報告書の日付は適切か	8-4 実績等の規定に適合しているか。
8-5	成果物は確認したか	8-5 成果物の確認に応じて、具体的に点検を行ったか。
8-6	通帳は原本を確認したか	8-6 原則として、通帳原本の確認を行うこと。 ・清算払い・前金払いをした場合には、領収書及び決算書等と符合していることを通帳で確認しコピーを残すこと。 ・清算払い・前金払いをしなかった場合には、現地調査を行い、補助対象事業が交付決定に合致していることを確認できれば通帳確認は不要。
8-7	交付決定及び変更交付決定の内容と整合性があるか	8-7 実績報告書の内容が交付決定（変更交付決定）の内容と合致しているか。
8-8	【ハード事業】実施設計書のとおり施工されているか。現地（現物）調査を行っているか	8-8 補助事業に支障が含まれている場合は、現地において設計書に照らし工事検査を行ったか。
8-9	書類審査で確認できないものは現地（現物）調査を行っているか	
8-10	余剰金・繰越金が発生していないか	8-10 余剰金・繰越金がある場合には、補助金等の減額を指示したか。
9-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか	9-2 実績報告書の日付後通知通知の日付とを確認すること。
9-2	確定通知の日付は適切か	9-3 不適切と思われる範囲があった場合、課内及び関係課で十分に検討すること。
9-3	不適切な処理があった場合、交付決定の全部又は一部を取り消したか	
10-1	確定通知は出したか	10-2 実績報告書の日付と確定通知の日付と請求の日付とを確認すること。
10-2	請求の日付は適切か	
11-1	財務機関及び運用マニュアルに基づいて処理しているか	11-1 このチェックリストのコピーを支出証書に添付すること。
11-2	申請書に添記はないか（向付面名、団体名、住所など）	
11-3	支払口座は適正か（金融機関名、支店名、口座番号、名義人）	
12-1	所定事業において別途チェック表がある場合は、その事業申請におけるチェックが終了しているか	12-1 このチェックリストの確認に加えて別途チェック表の確認を行うこと。

補助事業等申請者名を記入

(主管課：財務課)

補助金等の名称	〇〇〇〇補助金		申請者	〇〇〇〇	(係名： 予算係)
国県補助・単独の別	国県補助	単独			
歳出予算科目	〇 款	〇 項	〇 目		
事業区分 (該当に〇)	単年度	繰越	債権		
事業の性格 (該当に〇)	ハード事業	ソフト事業	ハード・ソフト混合事業		

・4: 補助金等交付決定額
 ・6: 変更交付決定額
 ・9: 確定通知額
 を記入してください

交付決定額:	1, 000, 000 円
変更交付決定額:	1, 200, 000 円
確定通知額:	1, 200, 000 円

チェック項目			担当者 確認	係長等 確認
1. 基本的事項	1-1	補助金については交付要綱を制定しているか	✓	✓
	1-2	事業の公益性が客観的に認められるか	✓	✓
	1-3	予算は確保されているか	✓	✓
2. 交付申請	2-1	申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか	✓	✓
	2-2	申請書提出前に事業に着手していないか	✓	✓
	2-3	市の他の補助金の対象事業になっていないか	✓	✓
	2-4	申請書の申請目的が明確になっているか	✓	✓
	2-5	申請書及び添付書類に不備がないか	✓	✓
	2-6	【ハード事業】実施設計書が添付されているか	✓	✓
	2-7	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか	✓	✓
	2-8	事業計画書は適切か	✓	✓
	2-9	収支予算書は適切か	✓	✓
	2-10	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか	✓	✓
	2-11	費用の妥当性はどうか	✓	✓
	2-12	総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか	✓	✓
	2-13	総会等で議決がなされているか	✓	✓
3. 交付決定 (内部決裁)	3-1	交付額の算定基礎は適切か	✓	✓
	3-2	申請書の審査を適切に実施したか	✓	✓
	3-3	【ハード事業】実施設計書の審査を適切に実施したか	✓	✓
	3-4	事業遂行途中の状況報告を必要とするか	✓	✓
4. 決定通知	4-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか	✓	✓
	4-2	決定通知の日付は適切か	✓	✓
	4-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか	✓	✓
上記のとおり確認しました。確認日: 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(担当者) 職名: 主事 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日: 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(係長等) 職名: 係長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日: 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(課長等) 職名: 課長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
5. 変更(中止・廃止) 承認申請	5-1	申請書の提出が法令、規則、要綱等に基づいているか	✓	✓
	5-2	申請書の提出が遅延していないか	✓	✓
	5-3	申請書の申請目的が明確になっているか	✓	✓
	5-4	申請書及び添付書類に不備がないか	✓	✓
	5-5	【ハード事業】実施設計書が添付されているか	✓	✓
	5-6	事業実施団体の妥当性は客観的に認められるか	✓	✓
	5-7	事業計画書は適切か	✓	✓
	5-8	収支予算書は適切か	✓	✓
	5-9	対象事業と費用が明確になっているか。バランスはどうか	✓	✓

		チェック項目	担当者 確認	係長等 確認
	5-10	費用の妥当性はどうか	✓	✓
	5-11	総事業費と自己資金力はどうか。責任の担保能力はあるか	✓	✓
	5-12	当初の目的と乖離していないか	✓	✓
	5-13	総会等で議決がなされているか	—	—
	5-14	増額申請の場合は予算は確保されているか	✓	✓
	5-15	変更理由は適切か	✓	✓
6. 変更（中止・廃止） 交付決定	6-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか	✓	✓
	6-2	決定通知の日付は適切か	✓	✓
	6-3	状況報告を必要とする等の条件を付したか	✓	✓
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（担当者） 職名： 主事 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（係長等） 職名： 係長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（課長等） 職名： 課長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
8. 実績報告	8-1	実績報告の内容が明確であるか	✓	✓
	8-2	実績報告書の基礎となる明細（決算書等）があるか	✓	✓
	8-3	報告書及び添付書類に不備がないか	✓	✓
	8-4	報告書の日付は適切か	✓	✓
	8-5	成果物は確認したか	✓	✓
	8-6	通帳は原本を確認したか	✓	✓
	8-7	交付決定及び変更交付決定の内容と整合性があるか	✓	✓
	8-8	【ハード事業】実施設計書のとおり施工されているか、現地（現物）調査を行っているか	—	—
	8-9	書類審査で確認できないものは現地（現物）調査を行っているか	✓	✓
	8-10	余剰金・繰越金が発生していないか	✓	✓
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（担当者） 職名： 主事 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（係長等） 職名： 係長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（課長等） 職名： 課長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
9. 確定通知	9-1	決裁規程に基づいて決裁を得ているか	✓	✓
	9-2	確定通知の日付は適切か	✓	✓
	9-3	不適切な処理があった場合、交付決定の全部又は一部を取り消し	—	—
10. 交付請求	10-1	確定通知は出したか	✓	✓
	10-2	請求の日付は適切か	✓	✓
11. 補助金支払 （精算）	11-1	財務規則及び運用マニュアルに基づいて処理しているか	✓	✓
	11-2	申請者に誤記はないか（同姓同名、団体名、住所など）	✓	✓
	11-3	支払口座は適正か（金融機関名、支店名、口座番号、名義人）	✓	✓
12. その他	12-1	所管事業において別途チェック表がある場合は、その事	—	—
		別途チェック表がある場合にチェックする	—	—
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（担当者） 職名： 主事 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（係長等） 職名： 係長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				
上記のとおり確認しました。確認日： 〇年 〇月 〇日 確認者（課長等） 職名： 課長 氏名 〇〇 〇〇 (印)				

7. 概算払・前金払

概算払2回のケース		チェック項目		担当者 確認	係長等 確認
7. 概算払・前金払 平成27年 6月30日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）		✓	✓
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか		✓	✓
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切	要綱にあれば必要なし。		
	7-4	支払いの事務処理は適切か		✓	✓
上記のとおり確認しました。確認日： 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(担当者) 職名： 主事 氏名 〇〇 〇〇 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(係長等) 職名： 係長 氏名 〇〇 〇〇 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(課長等) 職名： 課長 氏名 〇〇 〇〇 (印)					
7. 概算払・前金払 平成27年10月30日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）		✓	✓
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか		✓	✓
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か		✓	✓
上記のとおり確認しました。確認日： 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(担当者) 職名： 主事 氏名 〇〇 〇〇 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(係長等) 職名： 係長 氏名 〇〇 〇〇 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 〇 年 〇 月 〇 日 確認者(課長等) 職名： 課長 氏名 〇〇 〇〇 (印)					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(担当者) 職名： 氏名 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(係長等) 職名： 氏名 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(課長等) 職名： 氏名 (印)					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(担当者) 職名： 氏名 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(係長等) 職名： 氏名 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(課長等) 職名： 氏名 (印)					
7. 概算払・前金払 平成 年 月 日 請求分	7-1	要綱に概算払・前金払の規定があるか（支払い限度基準等）			
	7-2	支払いをしなければ事業の執行に支障をきたすか			
	7-3	要綱に概算払・前金払の規定がない場合、支払いが適切である旨の決裁を得ているか			
	7-4	支払いの事務処理は適切か			
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(担当者) 職名： 氏名 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(係長等) 職名： 氏名 (印)					
上記のとおり確認しました。確認日： 年 月 日 確認者(課長等) 職名： 氏名 (印)					

経営改善計画書

送付資料

1. 経営改善に向けた今後の努力目標
2. 経営改善に向けた今後の努力目標
3. 収支計画
4. 資金繰り (予定)

平成 25 年 11 月 3 日

長野市高田字久保 1182-3
株式会社 ビッグフィッシャー
代表取締役 萩野 文雄

株式会社ビッグフィッシャーの現在の状況と今後の事業展開

現在の状況

売り掛け先貸し倒れによる債務超過に陥っている

業務縮小により経費削減を図る

鮮魚センタの店舗を他の企業にリース機材ごと引き受けてもらう

現在交渉中 従業員は解雇

飲食部門のフランチャイズ店舗 ばらっく上千歳店、高田店 はフランチャイズオーナーに返却する 従業員はひきついでもらう

鮮魚販売店の佐渡魚河岸上千歳店、新潟卸新町店は 上千歳店は株主に返却し従業員は引き継いでもらう

新潟卸新町店は閉店し従業員は解雇

水産部門の佐渡営業所は現在の従業員が新会社を立ち上げ業務を新会社に引き継いでもらう従業員もそのまま引き継いでもらう。

以上の状況において株式会社ビッグフィッシャーは代表取締役の萩野、岩崎で運営する

今後の事業展開

本社移転

新住所 長野県下高井郡山之内町大字平穂 487-5

TEL : 026-231-4561

代表取締役社長 萩野 文雄

岩崎 富高

事業内容

主に関東圏 甲信越圏の大手居酒屋チェーンと提携して新潟、佐渡を主に各地の離島の魚の取次ぎてきな業務を主として利益を得る

現在は 佐渡島、伊豆大島、伊豆戸島、粟島、隠岐の島、北海道、長崎五島との取引があり産地直送にて鮮魚を主にその他の食材、調味料を取り扱っている。

佐渡加工場においては 鰯飛鳥フーズとの契約が1年越しに決まり12月より丸ごと佐渡のいかの塩辛などイカの加工を基盤として安定した利益を確保し地産地消の観点から地元の未利用魚を加工する事により地元の宿泊施設や弁当、仕出し業界に食材の提案をして利益の確保をする。

加工場は当社が管理運営をするが従業員は新会社から派遣してもらう。

当社は萩野代表をはじめ料理人上がりなので様々な地元の食材を島外、島内の飲食業界に提案する営業部門に徹していき業績を伸ばしていく。

平成25年12月1日作成

(株)ビッグフィッシャー 岩崎 富高

株式会社 ビッグフィッシャー

経営改善に向けた今後努力目標 基本方針

事業

弊社は、卸業、小売り、加工、からの一本化を特徴とし販売コストを抑え、より安心、安全をモットーに新鮮な魚介類を 消費者に提供してまいりました。
飲食部門も設け、鮮度、ロス率軽減含め運営をしてまいりました。

業務悪化原因

外販事業

- ・ 売掛金の回収が得意先の事情により予定通りにできない。
- ・ 得意先より卸価格の値引き交渉が相次ぎ利益が薄利となった。
- ・ 社長を含め経営陣の甘さもあり、思い切った人員整理に踏み切れなかったこと。
- ・ 原価、経費関係については、各担当者に任せきりにしていたこともあり、厳しく管理をしてこなかったこと。
- ・ 売掛債権のサイトは取引先からの要請に応じてしまった形となってしまったが為、回収期間は長期化してしまった。
- ・ 借入やリース機器などの金利負担が増大したこと。
- ・ 過剰在庫、不良在庫、ロスが生じる。
- ・ 受注を多く取りたいが為、不採算な受注を受けていたこと
- ・ 気候変動により全国的に水揚げが少なく相場の高騰が続き得意先の注文数が減少した。
- ・ 燃料高騰により、配達経費が掛かり過ぎた。

飲食事業

- ・ 在庫管理が、部門責任者に任せきりで過剰在庫になっていた。
- ・ 集客数アップ、平均単価アップにつながる、取組が不十分であった。
- ・ 人件費、販売管理費、に関しても削減できたが、不十分であった。
- ・ 加工業務に関しては、管理体制がしっかり理解して、取り組めていなかった。

上記業務悪化を改善すべく、以下の目標を上げ、経営改善に向けて努力する所存でございます。

長野市高田字久保 1182-3 店舗 (ばらつく、市場)

上千歳町 1351 マルボシビル 1F (ばらつく)

上千歳 1370 佐渡魚河岸

新潟市東区卸新町 1-924-8 佐渡魚河岸

佐渡市両津夷 379 佐渡営業所 第一

佐渡市両津夷 38-1 佐渡第二加工場

上記 6 店舗に関しては、運営上困難な為 ビッグフィッシャーから切りはなす。 店舗運営は債務整理する。

株式会社ビッグフィッシャーとしては、事務所を山ノ内町(萩野自宅)に移転し、萩野、岩崎 2 名で再建を図る。

あらゆる経費をかけない方法をとって運営していく。

縮小営業体制

経営改善に向け努力目標

- ・受注選別を図り、利益率の向上を図ること。
- ・店舗運営は債務整理する
- ・経営陣が責任者として、原価、経費の根本的な見直しを図る
- ・取引先と交渉し、売掛債権回収、サイトの短縮化を図る
- ・収入黒字化転換及び債務超過の解消、財務体質の改善を図る。
- ・人員整理により最小限で運営にあたる。
- ・従業員は全て解雇

以上

経営改善に向けた今後の努力目標

経営全般 収支内容	改善項目
1) 売り上げ面	
販売単価	不採算受注 中止 利益向上に図る
販売原料	水温の上昇に伴い、高騰 漁師直接取引
販売先	直送対応 営業強化、新規取引増やす
2) 原価	
仕入、外注単価の上昇	見直し、値引き交渉による原価軽減
人員	人員整理、電話対応を有効的に使う
給料単価	役員報酬も最小限 2名で再建
製造経費	必用最小限外注
3) 生産面	
納期対応	直送便に移行、
企画力	ブランド色の定着化 イベント販売参画
スキル	教育、
4) 販売管理費	
相対的人員管理	人員整理、あらゆる経費なくす。
販売費、管理費等の経費	削減
運賃 ()	燃料高騰の為、原価圧迫 (直送切り替え)
5) 流動資産	
回収期間の長期化	サイクルの短縮化
棚卸資産	在庫は持たない。直送販売
6) 固定資産	
設備投資	必用でない物は売却
7) 流動負債	
短期借入金	長期と共にリスケジュール組み直し
8) 固定負債	
長期借入金	返済できるようにリスケジュール

425.8.26.

(株) ビック、フィッシャー 製品 仕入、 5. 6. 7 月分 とし、

¥ 3,906,981、- (税別)

在庫について、

(株) ビック、フィッシャー 買い上分、

第2工場 ¥ 598,460、- (税別)

BF 用 ¥ 185,983、- (税別)

上記、2点の金額については(株) ビック、フィッシャー に対して買い上げ子ものとし

¥ 784,443、- と、おやま海洋飼料(株) に支払うものとする。

ヤマキチ 在庫については、おやま海洋飼料(株) にて、一旦買い取りし、
但し、後日製品検査にて、不良品等々については、後日 (株) ビック、
フィッシャー との 協議により取りせんとする事とする。

参

おやま海洋飼料(株) は、(株) ビック、フィッシャー に対して製品代として、

8/26 にて協議案の上、^{8/27午前中に}生田取締役との確認の上、8/27^(PM 3:00)後に

製品代として、¥ 5,956,535、- (税別) を支払う事とする。

又、その他 輸 出荷経費については、別途計上するものとする。
¥ 269,070、-

又、上記金額 ¥ 5,956,535、- (税別) に対しては、

おやま海洋飼料(株) 担当 田 の、提示した金額を、

(株) ビック、フィッシャー 担当 岩崎 氏が承諾したく、

ここに 相方合意の上、取り決めたものとする。

おやま海洋飼料(株) 担当 田

(株) ビック、フィッシャー 岩崎 富高

-0071

発行日 平成25年 8月28日

TEL : 0225 - 96 - 5712 FAX : 0225 - 22 - 4076

(平成25年 8月27日 締切分)

消費税込金額 (628,383)

お振込み先: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

平成25年1月30日協議会設立時

平成25年9月27日変更

平成25年12月12日変更

旧

新

業主体：㈱ビッグフイッシャー

役職	氏名	備考
表取締役会長	小山田正樹	平成25年6月25日辞任
表取締役社長	萩野文雄	

役職	氏名	備考
代表取締役社長	萩野文雄	平成25年6月25日辞任
代表取締役副社長	岩崎富高	平成25年6月25日就任
佐渡営業所長	本間信敏	平成25年8月21日就任

役職	氏名	備考
代表取締役社長	萩野文雄	平成25年6月25日辞任
代表取締役副社長	岩崎富高	平成25年6月25日就任

分社化に伴いビッグフイッシャー水産加工業務への人材派遣等

佐渡島水産㈱	本間信俊	平成25年11月30日BF退任 平成25年12月1日設立・就任
--------	------	------------------------------------

産物加工流通効率化協議会組織設立

水産物加工流通効率化協議会組織改編

水産物加工流通効率化協議会組織改編 (案)

旧

新

役職	氏名	備考
会長	小山田正樹	㈱ビッグフイッシャー代表取締役会長
副会長	岩崎富高	沢根大謀 代表
委員	金子久榮	佐渡漁協 組合長
委員	大倉雅彦	佐渡漁協 参事
委員	佐藤進	㈱東進運輸 部長
委員	近藤有朋	佐渡市農水課課長補佐

役職	氏名	備考
会長	萩野文雄	㈱ビッグフイッシャー代表取締役社長
副会長	岩崎富高	沢根大謀 代表
委員	祝正明	佐渡漁協 組合長 (6月29日就任)
委員	大倉雅彦	佐渡漁協 参事
委員	大滝慶太	㈱東新運輸
委員	本間信敏	㈱ビッグフイッシャー佐渡営業所長
委員	近藤有朋	佐渡市農水課課長補佐

役職	氏名	備考
会長	萩野文雄	㈱ビッグフイッシャー代表取締役社長
副会長	本間信敏	㈱ビッグフイッシャー佐渡営業所長 ⇒佐渡島水産㈱ 沢根大謀 ⇒㈱ビッグフイッシャー代表取締役副社長
委員	岩崎富高	佐渡漁協 組合長
委員	祝正明	佐渡漁協 参事
委員	大倉雅彦	佐渡漁協 参事
委員	大滝慶太	㈱東新運輸
委員	近藤有朋	佐渡市農水課課長補佐

構成団体	
㈱ビッグフイッシャー	
沢根大謀	
佐渡漁協	
㈱東新運輸	
佐渡市	

構成団体	
㈱ビッグフイッシャー	
沢根大謀	
佐渡漁協	
㈱東新運輸	
佐渡市	

構成団体	
㈱ビッグフイッシャー	
佐渡島水産㈱	
佐渡漁協	
㈱東新運輸	
佐渡市	

24. 12月おぼろぎ 25. 1 ~ 25. 12月
おぼろぎ 300万
おぼろぎ

別紙

水産物加工施設整備における輸送コスト削減資料

◆計画内訳表

(現 在)					平成26年度 (1年目)					平成27年度 (2年目)					平成28年度 (3年目)				
	取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)		取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送 コスト単 価削減率 (%)		取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送 コスト単 価削減率 (%)		取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送 コスト単 価削減率 (%)	
全体	32	1,458,400	45.6		全体	42	1,816,000	43.2	0.949	全体	49	2,108,065	43.0	0.943	全体	59	2,514,960	42.6	0.935
加工	5	236,800	47.4		加工	12	502,000	41.8	0.986	加工	14	589,455	41.9	0.948	加工	19	865,635	45.6	0.908
鮮魚	27	1,198,800	44.4		鮮魚	30	1,214,000	40.5	0.911	鮮魚	35	1,416,665	40.5	0.912	鮮魚	40	1,619,330	40.5	0.912
販売額	2,700万	雇用	4人+臨3		販売額	3,200万	雇用	5人+臨時3人		販売額	3,800万	雇用	6人+臨時3人		販売額	4,600万	雇用	7人+臨時3人	

◆計画目標 ⇒ 加工量を増やすことによって、輸送に係るコスト比率の低減を図る

- ①加工量の増加 5トン→19トン (約3.8倍)、鮮魚を含めた全体の全量量は 32トン→59トン (約1.8倍) を目指します。
- ②加工量の増加による輸送コスト比率の低減 加工では約△9%・全体 (鮮魚含) で約△6% を目指します。

◆根拠の概要

量や販路を拡大することにより
⇒【1】市場等への流通コスト単価を△3%低減。⇒@700円→@680円へ、(主となる荷重は20kg/箱)
⇒【2】加工量の増加等により、市場や新たな百貨店等の流通が増えることでコスト比率の低減 (直接輸送9:市場等流通1⇒直接輸送5:市場流通5)
※本事業主体の加工水産物の輸送形態
①直接消費者等に届ける輸送【クール便】 ②市場など流通へつなぐ輸送【海上輸送 (船) + 本土輸送 (新潟⇒各市場等への陸送)】

※参考資料 (主な1個あたりの荷重は15~20kg)

①直接輸送: クール便

10kg	700 円
15kg	995 円
15以上~30kg	1,040 円

直接輸送の主体

②市場等への流通 (海上輸送料+本土輸送料)

10kg	700 円
20kg	700 円
30kg	900 円

料金体系

10kg	680 円
20kg	680 円
30kg	860 円

海上輸送料 (汽船)

30kgまで	500 円
~60kgまで	740 円
~100kgまで	1,040 円

本土運送料 (新潟⇒各市場等への陸送)

10kg	200 円
20kg	200 円
30kg	400 円

量を増加することにより

180 円
180 円
200 円

現在までの加工状況

資料 4

		(kg)		
期 間		仕入れ	加工	出荷
5月21日～ 8月末		18,772.4	12,731.1	4,710.2
9月 1日～ 9月末		1,315.0	634.0	431.6
10月 1日～10月末		1,471.0	732.0	741.5
11月 1日～11月末		1,634.5	1,107.0	507.5
合 計		23,192.9	15,204.1	6,390.8

、東京冷庫
、長野冷庫
、才加工庫 }

平成25年第5回(12月)定例会 一般質問通告表(12月13日)

順	質 問 事 項	質 問 者
9	1 将来ビジョン(成長力強化戦略)には、市民との協働の夢がない (1) 交流人口拡大策の問題点 ① 定住事業への工夫が見えない。栗島浦村や海士町、種子島に学ばない理由は ② カルトピア学園の閉鎖理由は ③ 定住事業にU・Iターン者の協力を得たのか (2) 安全・安心な地域づくりについて ① 市の高齢福祉・障がい福祉政策について ② 医療・福祉・介護への財政面、地域連携、家族、本人の幸福度の保証等から各担当課の関連政策を問う ③ 認知症カフェは、認知症予防と進行遅延等の観点から介護や医療のための新たな施設となれると思われるが、民間カフェを認めない理由は何か 2 旧市町村に残る美術品等の整理について 庁舎・公民館・学校等にある個人の絵画や写真等は、この先どうするのか 3 店舗改装・リフォーム支援事業の実施について 人口や観光交流人口の減少による購買力激減等により、大型店は5～10年後には島から撤退する。商店街の生き残りのために実施すべきである 本町銀銭養殖事業と離島流通効率化事業について これまでの経過と今後の方向性について問う。特に、事業継続の見込みはあるのか	村 川 四 郎
10	1 生活保護基準の見直しに伴い影響が生じる制度について 生活保護基準の引下げを佐渡市で実施している制度に連動させないよう対応すべき 2 就学援助制度について 佐渡市の就学援助制度は、最低でも生活保護基準の1.3倍とすべき	中 村 良 夫
11	◎ 庁舎建設の是非を問う (1) 多くの市民の声は、不安定な財政を考え現段階において庁舎建設に取り組むのは反対であるが、市民感情をどのように分析しているか (2) 将来ビジョンにおける計画では、甲斐ラッパの音だけで財源の裏付けが見えてこないが、内容に具体性があるのか	大 澤 祐 治 郎
12	1 将来ビジョンの財政計画は、市税等の滞納繰越分を勘案したシミュレーションとなっているか 2 平成26年度から農政の大転換が始まるが、今後の佐渡農業の見通しは 3 平成26年度からの新穂体育館及び新穂歴史民俗資料館の取扱いについて問う	渡 辺 慎 一

に当てはめると、65歳以上は総人口の約38%、その15%は認知症または予備群とすると3,400人となります。きのうの読売新聞の九州大学の調査を当てはめると、18%とされていましたから、4,000人を超えるということになります。精神、身体、知的の方々を含めると8,000人を超え、やがてハンディを持つ方々が5人に1人となります。国の認知症患者の平均数値よりも二、三十年も先を進む佐渡市にとって、まず発症のブレーキ、進行のブレーキをすぐ踏み続けなければなりません。でないと財政破綻で、福祉、介護、医療が満足にできない島になってしまいます。待ったなしです。きょうは、このことを背景に質問を行います。

まず、9月議会などの指摘を受けて練り直した市の将来ビジョンですが、佐渡市の将来ビジョンには市民と協働して佐渡を活性化していくのだという力強さや夢が見えません。例えば成長力強化戦略の交流人口拡大策の問題点として、①、定住人口の増加事業としての工夫が見えない。近隣の成功例や視察研修なども行っている粟島浦村や隠岐の海士町、種子島、屋久島などになぜ学ばないのか。

②、羽茂カルトピア学園を閉鎖したのはなぜか。

③、定住事業にU、Iターン者の協力を得ているのか。

(2) 番目として、安全、安心な地域づくりについて。市の高齢福祉、障害福祉政策から、医療、福祉、介護への将来の財政負担面、地域コミュニティの連携、家族や本人の幸福度への保証面などから各担当課の関連政策を後で問います。

②、認知症カフェは、認知症予防と進行遅延等々の観点から、介護、医療、福祉の新施設とも言えます。民間のカフェを認めない理由は何かお答えください。

大きい項目の2で、旧市町村に残る作品等の整理について。庁舎や公民館、学校などなどにある個人の絵画や写真などはこの先どうするのかお答えください。

3、店舗改装、リフォーム支援事業の実施について。過去20年、合併後10年の佐渡の状況から推測すると、人口減少、交流人口減少による購買力の激減・減少で、大型店は5から10年後には島から撤退していくと推測します。そうなったときの地元商店街の生き残り、活性化のためには今実施すべき事業と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、佐渡市立総合事業と離島流通効率化事業について。これまでの経過と今後の方向性についてお答えください。この二つの事業は、事業継続の見込みがあるのかどうかもお答えください。

以上、この壇からの質問を終わります。

○議長(祝 優雄君) 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長(甲斐元也君) おはようございます。それでは、村川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人口減少対策、これは大変な問題でございまして、今回の将来ビジョンの見直しに当たりまして、第一義的に人口減少対策をやっていかなければならないというものを4つの項目の筆頭に挙げているわけでもございまして、これについては本当に真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。さらに、定住を促進するという意味で、ご質問でございましたが、25年度に定住促進事業を活用して佐渡市に移住された方は11月末現在で20人、11世帯であります。近年この傾向を見ますと

についていろんな点で今私自身がその当事者の方々からいろんなご意見を聞いております。ご意見を聞いておりますが、その中で、いや、こうしろ、ああしろという要望はいっぱいございますけれども、ではそれが誰々がどういう形で分担をしてやっていくのかということについてまだ詰めの段階に入っておりません。それをお互いに詰めていこうではないかという段階でございますので、こういう状況でございますが、私自身は最終的には民間に引き受けてもらうというものが何としてもこれが一番よい方向だというふうに思っております。これも市民の方々と一緒になって検討を進めていかなければならないと。行政だけでは何としてもこれからの施策については取り組みができませんので、一緒になってやっていきたいと思っています。何度も私申し上げておりますけれども、こういう情勢の中に本当に活性化なり福祉のために何が必要なのか、何は我慢しなければならないのか、ではどういう役割分担をやっていくのかということについて真剣に話し合いをしながらこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、美術品に相当すると判断されるものにつきましては、備品として登録をし、管理をしております。引き続き所管課及び施設で管理をしたいと考えております。人物写真等につきましては、本人や遺族と協議をいたしまして、保管形態に従いまして返還とかそういうことも考えていかなければならないというふうに考えております。

それから、店舗改装、リフォームでございます。店舗改装、リフォームの支援事業の実施につきましては、現在空き店舗の対策事業として補助を組んでいるわけでございます。これは、空き店舗を活用して新規に開業する際に改装費とか賃借料とかそういうのの一部を補助するものでありまして、空き店舗の解消とともに中心街の活性化を図るものでございます。既存の店舗の改装あるいはリフォームのための補助ということについては、現在やっておりません。ただ、商店街の活性化というのはまず一義的にどこがやるのか。商工会であります。人件費の補助をしてくれとか、そういうことだけでなく、我が商店街の管内についてどういう具体的な方法でどうしたらいいかという案を持ってきてください。その上で我々是一緒になって検討しようではありませんか。今大学等も各商店街のほうに入っております。それも一緒になってやるというケースがなかなか見えない。本気になってやっぱり取り組んでもらわなければ困る。したがって、今商工会の会長さん方からの要望に対して私はそういう返答をいたしました。その結果、商工会におきまして検討委員会を立ち上げて、これから商工会のあり方、あるいは我々と、行政とどう一体的に商店街の活性化をやるのかということを目的に検討委員会を立ち上げをするということをお約束をいたしましたので、その中で今議員のご指摘のある店舗改装、リフォーム支援事業というものも考えていきたいというふうに考えております。

銀鮭でございます。これは、きのうもお答えを申し上げたわけでございますが、大変残念な結果に今なっているわけでございます。結論からまず申し上げます。佐渡の水産の場合は、とってきてそれをそのまま出すという水産ではなくて、そういう生産もあるだろうけれども、加工する、あるいは畜養をする、そういうことが一体的になってこれから佐渡の水産というものを考えていかなければならないと。そういうことから、それができ上がると若い人たちがそこに定着をし、いわゆる就業の場の拡大にもなるというふうに考えております。したがって、この考えを変えるわけにはいかない、これはこれからもやっていかなければならないと思っております。したがって、今やっている事業主体について、これは国とも県とも、あるいは事業主体とも協議をしていかなければならないわけでありまして、何としてもこ

れを続けるようにこれからも一緒に頑張ってまいりたいと思っております。平成23年12月に整備をして生産を始めたわけですが、きのうも申し上げました。気象のせいにするというのは問題かも知れませんが、現実の姿としては爆弾低気圧とか、あるいは水温上昇等々がございまして、そういう影響もあり、さらには生産体制の課題というものもこれありました。そういうことで予定の生産量が確保されていないというのは全くの事実でございます。今後の事業運営でございますけれども、12日の協議会の総会におきまして、経営資金計画の見直し、地元が主体となる実施体制の再構築あるいは水温を含めた環境変化への調査等を1年間かけてその対策をとってまいると。そして、その後、これは県も入っているわけですが、再開をするということで話をしているところでございます。

それから、離島流通効率化事業につきましてのいわゆる水産の加工施設整備でございます。これ5月に加工場の整備が完了いたしまして稼働いたしております。11月末までの水産物25トン、仕入れ約16トンの水産加工品を生産をいたしているということでございまして、現在県内の大手の食品加工会社とイカ等の加工取引が決まって、1日約200キロの加工を進めているところでございます。しかしながら、事業主体がいわゆる独立採算制を図るという意味で分社化をするという情報が入っております。したがって、これが補助事業としてやっているわけでございますので、事業主体の変更になる、これは重要変更でございますので、そういうことも含めながら県、国と協議をしていく。ただし、事業の継続については分社化をしたその中でやっていくということでございます。何としてもこれを続けるように支援を私どもも一生懸命一緒になってやっていかなければならないということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。では、お答えをいたします。

羽茂自然学園、いわゆるカルトピアセンターの件でございますが、羽茂自然学園は昭和61年に開園をしまして、平成22年度に休止するまで25年間あったわけですが、延べ188名の学園生を受け入れた、そういう施設です。学生の募集のPR活動は、関東圏を中心とした新聞広告への掲載や新潟県観光協会、東京観光センター等へのパンフレットを配布で行ってまいりました。しかしながら、通学校であった小村小学校が平成22年度から閉校になったこと、事業の維持経費がかかること、泊まり込み指導員の確保が困難になったこと、そして留学生が減少したこと、カルトピアセンター運営協議会や教育委員会で協議した結果、休止という判断をいたしました。以上が閉鎖に至った経緯でございます。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長の補足説明を許します。

○学校教育課長（吉田 泉君） 2番目の旧市町村に残る美術品等につきましての学校関係をご説明をさせていただきます。

校内で展示されております児童生徒等が表彰を受けたいいわゆる優秀賞等の作品等につきましては、卒業時に返還をしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

定住事業にU、Iターン者からの協力を得たのかというご質問でございますが、本年度佐渡情報誌を「え

効果もあると。これについて私も話は聞いているのです。ただ、そのときに話を聞きますと、例えば予算がどうだとか、そこの事務員の方がどうだとか、こういう話になるものですから、ではそれについてはお互いに打ち合わせをしましょうやということでも今来ているわけでありまして。したがって、我々もやるという方々と一緒になって今話し合いのところまで来ましたので、それはひとつぜひご理解をいただきたいと思っていますし、それから認知症とは直接関係ないかもわかりませんが、まちなかの活性化のためのコーヒーショップ。私は、コーヒー嫌いなものですから、余りそこあれなのですけれども、例えば商店街の活性化の基本というのは、歩くということと音と光なのです。この3つなのです。これをキーポイントとしてある商店街でやったのです。もう3年も続けています。そこの中でその期間だけ、空き家がある。そこでコーヒーショップみたいなことやっている。やっぱり集まるのです。それをやった後でどう引き継いでいくかということが大事なのでありまして、私もそれは非常にいいことだと。コーヒーだけではなくて、ちょっとアルコールも出たほうがいいのではないかなと思うぐらいの気持ちがあるのですけれども、それをなかなかやるという人がつながってこないものですから、そこが一番の大きな悩みであるということで、この辺も一生懸命やっていきたいと思っていますが、とりあえずはいわゆる認知症の関係についてはそのところまで来ましたので、ぜひ前に進めたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） ぜひ市長もコーヒー好きになって、コーヒー嫌だったら紅茶ぐらい好きになっていただきたいと思います。

それで、今とにかくこういう形で月一のものが10月から高齢福祉課で始まったのですけれども、これは決められた日にちの決められた場所の決められた時間というのはカフェとは言えないです。認知症カフェといっても似ても似つかない。いわゆる相談室であって、私もこれ、社会福祉協議会がやっておるのです、社会福祉協議会。社会福祉協議会大変だな、また仕事がふえてと思って聞いたら、社会福祉協議会の中に地域包括支援センター、これはもともと市の管轄であるものを社会福祉協議会に何か丸投げみたいな形でやっているから、社会福祉協議会も余り興味持っていない、迷惑だという感じなのです。だから、社会福祉協議会がやる限りは地域包括支援センターと月一しかできないと。これを毎月毎週やれとか週に2日やれとかいったら、もう人もおらぬし、人件費ももっともらわぬとだめだということで、今ただやったというだけ。半歩前進ですけれども、ぜひカフェのような形にしないと、いつでも利用者が好きなときに行って相談できるような形にしてほしいと思います。

市長からも心強いお答えいただきましたのですけれども、次は最後、銀鮭の養殖モデルですけれども、これ市長は両方、ビッグフィッシャーの流通効率化事業やりたいというのですけれども、私は銀鮭の養殖モデルは漁協とか関係者の方に聞いても、もう続けるべきではないという決断をすべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

昨日協議会のほうが終わりました。昨日協議会の報告をきのう夕方受けました。その中で事業主体のほうから、協議会、佐渡漁協、水津漁協に、市長から申し上げたとおり、地域の体制の問題、資金の問題、水温の問題含めて1年間しっかりやっていきたいということで、きのう協議会が終わりましたので、まず

は地域の体制を含めた中で今後しっかりと継続できるような形を協議会の中で議論していきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） この中で連絡体制がうまくいかなかったとか、人の問題ということを市長言われたのですけれども、課長か。具体的にはこれどういうことだったのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

人の問題、実際に行っている人の地域との連携の問題、報告、連絡、相談含めてになります。私どもとの連携体制の問題、そこについてはいろいろそごがあったことは事実でございます。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 次の離島流通効率化の事業のビッグフィッシャーのところなのですが、この関連で、ここはつながってしまったというのが腑に落ちない。この銀鮭も加工施設を持っているはずなのです。であるのに、それで水揚げが半分以下の水揚げであって、銀鮭をビッグフィッシャーのほうに売っているということはどういうことなのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えします。

銀鮭につきましては、佐渡で育てて、佐渡でとって、佐渡で加工するという形を進めたいということをやっておりました。その中で本年5月に、3Dという機械はすばらしいものなのですが、その冷凍技術ができるということと5月から銀鮭が揚がってくる。5月以降6月に入って水揚げが揚がってくるという中で、佐渡で加工したものを出荷していきたいということでございます。それで、長岡等でイベントも行われているのですが、その中で佐渡品として付加価値をつけていきたいという中で行われたというふうに聞いております。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） これ私も、12月10日、議会中ですが、火曜日、ちょうど委員会がなかったので、2時ごろ、午後2時です。ビッグフィッシャーですか、ビッグフィッシャーの第2加工場へ行ってみました、実際。動いていないぞ、シャッター閉まっているぞという電話も2人ほどから受けたので、見に行ったらやっぱりシャッターがおりて、前からも何か鉄格子みたいのがおりて、やっていなかった。課長に聞いたら、第1加工場は動いていて、第1加工場で加工しているというのですけれども、第1加工場は現在、今度あそこは佐渡島水産株式会社という会社になっていて、引き払ったというふうに言われたのです、ビッグフィッシャーは。これ一体どういうことかなと。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明します。

きょう市長から申し上げたように、分社化という形で機能を独立させることを本社のほうでやりました。そこ今現在調査をしておるところでございますが、その中の一環としてビッグフィッシャー自体が事業主体として現在流通販売のほうは行うという中で、佐渡島水産のほう加工のほうを行うというような形になっております。これにつきましては、現在経緯、今後の方向をきちっと調査の上、事業主体という部分

の適格性も含めて調査をしていくということで市長から申し上げたとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 所管ですので、あと所管の委員会でやらせてもらいますけれども、協議会の立ち上げメンバー自体ががたがたになっています。

終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時30分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。

国政、国では、戦後最悪の反動政権である安倍政権の数々の暴走政治が行われています。新潟県政、新潟県では、県の佐渡市切り捨てが行われています。国、新潟県に対して、佐渡市は市民の暮らしを守るために、市民の利益のために防波堤の役割を果たすことがますます求められています。

国政では、全ての行政情報が秘密となり、国民、市民の目、耳、口を塞ぐ秘密保護法を国民の意見を聞かず、勝手に強行に法律を決めてしまいました。知る権利が制限され、民主主義の否定につながり、自治体佐渡市として市民の安全が守れなくなります。主権者は国民であります。日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に真っ向から反する違憲立法は、急いで廃止、撤廃にするしかありません。参考までですけれども、秘密保護の最初の犠牲者は公務員です。ここにいる課長、職員、家族、親戚、友人、地域など調査対象になります。もちろん市長もです。私も含めての議員全員、そして一般の市民も巻き込んでプライバシーに土足で入り込んで、徹底的に調査対象になります。恐ろしいことになります。

また、国は所得が減っている中、国民、市民には来年4月から消費税増税が行われようとしています。一方で、リストラ、働いている人たちを削減、解雇して大もうけを上げている大企業には減税することは、本当に道理がありません。暮らし、自営業者、佐渡観光、佐渡市にも大打撃となる消費税増税です。来年4月からの増税は、今からでも中止すべきです。

さらに、国は自己責任と家族による助け合い、すなわち家族責任でこれからはやってくださいという社会保障に対する国の責任を丸ごと放棄し、医療、介護、年金、生活保護、子育てなどなど、社会保障のあらゆる分野で手当たり次第の負担増と給付減を安倍内閣はこれからもどんどん国民、市民の皆さんに押しつけますよという社会保障の連続大改悪をします。本会議場の皆さん、テレビをごらんになっている市民の皆さん、そして職員の皆さん、ひどいと思いませんか。こんなことは絶対に許されません。

そして、国は農林水産業、医療、雇用など日本の、佐渡の経済主権、食料主権が根本から破壊される

順	質 問 事 項	質 問 者
14	5 流域下水道移管問題について (1) 移管問題は進展したのか (2) この問題の原因は、どこにあったのか 6 トキと暮らす島生物多様性佐渡戦略について 平成24年に策定・公表したトキと暮らす島生物多様性佐渡戦略では、90年後の2100年を目標年度に「知る、守る、使う」を施策展開の基本目標としているが、まずは中山間地域の耕作放棄地等の対策が急務ではないか。また、この戦略の具体的計画は何か	中 川 直 美
15	1 中国の防空識別圏に対する市長見解 2 財政計画見直し概要と行政改革、新庁舎建設用地早期確定の必要性 3 税・使用料等の大口滞納と不納欠損に対する具体的対策 4 農林水産業政策 (1) 米政策の見直し内容と本市農業に与える影響 (2) 「人・農地プラン」の目的と周知、普及状況 (3) 籾殻の固形燃料及び育苗マット生産の進捗状況と市の支援体制 (4) 「ペレット・薪ストーブ及び薪の購入補助金」の市民への周知と対応 5 銀葉菜類生産加工事業及び離島流通効率化事業（佐渡がらみ）の進捗と課題 5 レジ袋ゼロ運動推進委託料の支出は適正か 6 赤い羽根共同募金の集金方法と使途 7 入院90日ルール目的と課題 8 準市民の特典を持った市民のチェック体制	近 藤 和 義

別圏とも重複しているので、日本に対して何の事前通達もないのは極めて非常識であります。加えて不審機への攻撃が許されるのは領空のみであり、防空識別圏に入っただけで撃墜をおこなう行為は権利を逸脱したまさに脅迫です。中国は、領有を主張する尖閣諸島上空を当面準領空に扱って、東、南シナ海の覇権を狙っています。日本を威嚇できればその目標を達成できると考えているので、我が国は毅然として中国の脅威に対処する必要があります。既に中国は第1列島線とその後の第2列島線の設定を発表しています。これは、日本への侵略計画です。このことは、一昨年10月6日の一色正春氏や本年4月4日の櫻井よしこさんとの佐渡市内での面談でも意見一致しているところでもあります。近藤資料ナンバー1のとおり、中国の防空識別圏発表後、日米は直ちにP3C哨戒機、E2C早期警戒機及びB52爆撃機で防空識別圏を飛行し、日米共同で中国に対応する覚悟を示したことは、日本の施政下にある尖閣諸島の現状を中国が一方的に変更すれば、これに対抗するという態度を明確にしました。今後も警戒活動を継続強化し、日米安保体制を堅持しつつ、アジア各国とも共同して我が国は北方領土や竹島の轍を踏むことのないように、自国の領土は自国で断固守り抜くという日本政府とそれを支える日本国民の強固な姿勢が必要です。

さて、政権が変わり、米政策が大きく転換されます。米の直接支払交付金、いわゆる農業者戸別所得補償制度が来年度から10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減し、平成30年度から廃止、米価変動補填交付金も来年度から廃止され、さらには10アール当たり8,000円の離島特認の中山間地事業の今後の継続も不透明であります。加えて消費税の増税による農機具や農業資材の購入経費増高やTPP参加によるさらなる米価下落の可能性も大きく、このままでは農家の生産意欲が低下し、離農が確実に加速します。農業が基盤産業の本市は、市長の示す4つの方針を含めて国の政策をカバーすべき可能な限りの市単独農業施策の強化が必要です。農業専門家の甲斐市長が路頭に迷う佐渡市農家の救世主になれるよう大きな期待を寄せるものであります。

ベレット、まきストーブ購入補助事業は、木質バイオマス利活用を目的としたものであり、大いに推進をすべきですが、その周知時期や対応に対して市民から批判の声が出ており、今後の改善が肝要です。

赤い羽根共同募金の集金方法に対する市民の批判と反発は、極めて強いものがあります。共同募金は、社会福祉法第119条により、あらかじめ配分計画と募金目標を定めることにしている計画募金であることは、決算審査特別委員会での社会福祉協議会の会長と常務の説明でよく理解しています。しかし、金井地区の現行の集金方法には大きな課題があります。1、1世帯当たりの募金額、目安を設定していることは、社会福祉法第116条の「寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない」に抵触する。2、封筒に氏名、募金額を連名で署名、記入することは、隣の家が署名することで強制感が生ずるとともに、署名しなかった世帯のプライバシー侵害の問題が生ずる。3、集金や取りまとめをさせている市の嘱託員や集落長に対する一方的な協力依頼文書はあるものの、嘱託員会議や集落長会議等の機関決定や承認がなされていない。これらの課題を解消すべく今後の集金方法の改善措置を講ずるよう、佐渡市を通じて共同募金会に強く求めるものであります。

それでは、これらを含めて具体的に質問します。1、中国の防空識別圏に対する市長見解。

2、財政計画見直し概要と行政改革、新庁舎建設用地早期確定の必要性。

3、税、使用料等の大口滞納と不納欠損に対する具体的対策。

4、農林水産業政策。(1)、米政策の見直し内容と本市農業に与える影響。(2)、人・農地プランの目

的と周知、普及状況。(3)、もみ殻の固形燃料及び育苗マット生産の進捗状況と市の支援体制。(4)、ペレット、まきストーブ及びまきの購入補助金の市民への周知と対応。(5) ~~米産物加工モデル事業及び離島流通効率化事業（トビックスの活用）の実績と課題。~~

5、レジ袋ゼロ運動推進委託料の支出は適正か。

6、赤い羽根共同募金の集金方法と使途。

7、入院90日ルールの目的と課題。

8、準市民の特典を持った市民のチェック体制。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、近藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

防空識別圏の問題でございます。中国が東シナ海上空に設定をいたしました防空識別圏につきましては、まず1つは実効支配をし、日本固有の領土である尖閣諸島をその圏内に入れていること。もう一つは、公海上の広い空域をあたかも自国の領空のように取り扱っていること。何の断りもなく、何の相談もなくやるということは全くフェアではないというふうに考えておりまして、このことによる不測の事態を招かないような、そのことを非常に懸念をしているところでございます。このことに対して私自身がああだこうだということとはなかなかできないわけでございますけれども、政府の段階では力を背景とした中国の現状変更に対して日本の領土、領海、領空を断固として守るという決意のもとに毅然として、かつ冷静に対応していくという、こういうことが言われているわけでございます。したがって、国民、市民の安全、安心を脅かすものであれば中国のこの一方的な措置を容認はできませんし、国に毅然とした対応を求めていく必要があるというふうに考えております。特に佐渡は離島であり、近い島でございますので、そのことを一層重視をしまいたいというところでございます。

次に、財政計画の見直しに伴います財政計画の問題あるいは行革の問題、新庁舎に対するビジョンの考え方でございます。いずれにいたしましても、このビジョンにつきましては平成31年というものをみて具体的にどうしていこうかということで、いわゆる6年間、短期決戦のものでございます。平成21年の12月に将来ビジョンというものを財政計画とあわせてやってきたわけでございますが、こういうものを今回人口の推計等も踏まえながら見直したものでございます。この財政計画と連動しながら職員の定員の適正化を見直すということでございますし、これについては人件費の削減を図りながら行政コストのさらなる削減につなげていくという行政改革を着実に進めるものであります。新庁舎の建設については、何度もお答弁を申し上げましたとおり、本庁機能を集約をし、しかも防災対策というものを視野に入れながら、将来の行政規模と現庁舎の耐用年数などを見据えた経済的な新庁舎建設を構想しているところでございます。

次に、税、使用料等の大口滞納、不納欠損等に関する件でございます。市税、特に固定資産税の滞納額が増加している要因でありますけれども、大口滞納者の方々からの現年分の徴収ができていないため、年間3,000万円を超える滞納額が増加しているものであります。税務課におきましては、滞納者に最も重い行政処分となる不動産の差し押さえ処分を実施をいたしているところでありますが、いかに差し押さえを

の話し合いの中から整理をして持続可能な地域農業というものを実現するというのが目的でございます。これは24年の2月から始まった制度でございます。いろんなアンケート調査等を行いながら、中心的経営体とか農地の提供者の情報収集あるいは地域の掘り起こしなどを経て集落プランや広域プランを合わせて現在64のプランとなっております。農地のほぼ全域をカバーしているところでございます。

もみ殻の問題であります。もみ殻は、島内で発生をしているわけですが、もみ殻がなかなか使用できないということで、これをどう資源として有効活用するかということがこれから一番大事なことでございまして、もみ殻の固形燃料というものをこれから進めてまいらなければならないというふうに考えてございまして、市民あるいは島内事業者等対象に普及モニターの募集を開始をいたしましたところであります。現在約180人の方々からモニターの応募があったわけございまして、こういうモニターへ供給をしながら家庭用暖房とか、あるいはハウス燃料等で使用してもらい、その意見を聞かせていただくということでございます。こういうモニターからのご意見を聞きながら今後のもみ殻の固形燃料の普及について取り組みをさらに進めていきたいと思っておりますし、燃やした後の灰とか、そういうようなものについてはケイ酸が多く含まれるということでございますので、さらに農家への利活用というようなことも考えていかなければならないし、あるいは育苗マット、こういうことについても今民間事業者等において製品化に向けた取り組みがあるわけございまして、そういうものと連携をとりながら、このもみ殻の有効活用ということを図ってまいりたいと思っております。

それから、ベレット、まきストーブでございます。ベレット、まきストーブ及びまきの購入補助金につきましては、市民への周知徹底として11月上旬に各集落へPRチラシを回覧するとともに、建築業者に対して新築住宅への設置をPRしていただくよう依頼をしたところでございます。ベレットストーブ等の導入支援事業の11月分の申請件数は26件になってございまして、今後も導入促進を図ってまいりたいと思っております。なお、森林再生と低炭素の島づくりがいわゆる循環する社会の実現に向けまして、木質バイオマスともみ殻のエネルギー利用を積極的に進める、こういうことでございまして、これらについては東京農業大学と連携をしながら竹を燃料とした効率的な利用も今検討いたしているところでございます。

銀鮭の養殖でございます。大変我々としては、これを何とか活用してこれから佐渡の水産の活性化というものを狙ったわけでございますけれども、いろいろとご説明を申し上げているとおり、うまくいっていないということでございます。特に爆弾低気圧の問題とか、あるいは水温上昇、こういうことが2カ年続いたという天災的な影響もあるわけですが、さらに生産体制というものの課題もあって予定どおりのものが生産がされていないというのが実態でございます。そういうことからしまして、先般12日の日に協議会の総会におきまして、これからどうするかという中で経営の資金の計画の見直しとか、あるいは事業主体の再構築とか、あるいは水温を含めた環境変化の調査等々を1年間かけてやっていこうと。そして、計画を立て直して進めたいということが確約をされたわけございまして、再開できるように県ともどもこれから努めてまいらなければならないと思っております。

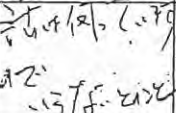
それから、離島流通効率化事業の水産加工の施設整備につきましては、5月に加工場の整備が完了して稼働して、11月まで約25種類の水産物を25トン仕入れまして、16トンの水産加工品を生産をいたしているところでございます。現在県内の大手食品加工会社と取引が決まっております。1日約200キログラムの加工を目途に進めております。しかしながら、これは議員もご案内のとおり、事業主体であるビッグフ

イッシャーの本社が業務の独立採算制を図るということから分社化をしたわけでございます、そういう情報が入っております。これについては、いわゆる国のお金も使っておるわけでございますので、まずその実態を精査をしながら国と協議をし、これからどういう形で継続をするのか、あるいは継続ができないのか、その場合にどういう対応をとるのかということについて精査をし、指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、レジ袋ゼロ運動推進委託料の件でございますが、これも論外な話でございます、委託料は前払いということでございますので、前払いをしました。これは問題はないというふうに思っておりますけれども、この委託契約というのが1年間でありますから、その単年度、単年度で委託料30万円というものが行った場合にそれを事業計画に沿って1年間でやるというのが基本的なものでありまして、そこで余ったから翌年度に繰り越すということは、委託料も補助金の一種でございますから、補助事業上全くこういうのはあってはならないことでありまして、これは本当に申しわけないと思っておりますけれども、こういうことでございます。そういうことからすると、これはもう明らかに適法化に基づきまして、前払いした委託料の余剰金が生じたという場合、出ておるわけでありまして、市に返納するというのが正しい方法でありますので、その措置をさせていただきたいというふうに思っております。なお、内容につきましては環境対策課長から説明を申し上げます。

それから次に、社会福祉協議会のいわゆる赤い羽根共同募金でございます。この共同募金の運動というのは、佐渡市の社会福祉協議会が事務局となって新潟県共同募金会の佐渡市の支会が運動の実施主体となっておりますものでありまして、佐渡市支会の各分会が各地区の囀託員を通じて市民の皆様から募金をお願いをしているということでございます。議員がご指摘のように、あくまでも募金でございます。強制するものではございませんので、いろんな事務局の話を聞くと、それは一つの目安として金額をお示しをし、ご協力をいただいているということでご返答をいただいているわけでありましたが、今後私どもとしましては募金が強制的になったら何にも意味がないことでございますので、そういう誤解が生じることのないような適切な対応をやるように、あるいは募金の使途、どういう形で幾ら幾ら使われて、これがどういうふうになったかということについても募金をいただいた方、市民の方々に周知徹底をするというのが当然でございますので、佐渡市支会に伝えてこれからはやらせていくということでございます。

それから、入院90日ルールでございます。医療費にかかわる費用というのは年々増加をいたしているわけでございますが、平成24年度の医療費は約38兆円を超えております。社会保障・税の一体改革の中で今後のあり方についてはいろいろ議論されているところでございますが、こうした動きの中で国では皆保険制度の持続可能な体制整備や、税や国民の負担のあり方が議論されているところでございます。今後さらに医療費の抑制は大きな課題として取り扱われていくことが予想されるわけでございます。その中で病院の機能分担を含めて増大する医療費の抑制政策が実施をされながら、入院の90日ルールは医療費の抑制政策の一環として政策誘導されるものであるというふうに考えております。医療のあり方については、国の議論の中で決定されていく仕組みであります。地方あるいは離島、我々佐渡のような離島僻地等の実態を反映した政策が必要でありますので、いずれにしても今やっているわけでありまして、今後の議論を注視をしながら、それに対応してまいらなければならないと思っております。詳細は、両津病院管理部長に説明をさせます。

政策監	課長	係長	係員					
 政策監 12/20/25								

復命書(会議等報告メモ)

所	属	産業観光部農林水産課	職名・氏名	課長補佐	近藤 有朋	
日	時	平成 25 年 12 月 20 日 (金) 14 : 00 ~				
場	所	国土交通省 国土政策局				
目	的	離島流通効率化事業に関する打ち合わせ				
出	席	者	国土交通省 国土政策局 離島振興課	課長補佐	室井雅弘	
			国土交通省 国土政策局 離島振興課	担当	金子裕介	
概	況					

【概要】

・事業主体(㈱ビッグフィッシャー)が本社機能を分社化する形で整理の動きがあり、離島流通効率化事業の補助対象事業である「水産加工施設整備事業」は、同事業に従事していた事業主体の社員が新会社を組織し、水産加工を継承する方向。

事業目的の変更はないものの、事業主体が変わるため、変更計画の提出が必要になると考えていますが、要綱等に基づく申請でよろしいでしょうか。

新会社が事業目的等の変更はないため、補助金返還等の処分のない形で、水産加工事業が継続される形となればと考えており、協議相談をしたい。

【国土交通省 国土政策局 離島振興課 室井課長補佐】

●整備事業は完了しており、補助事業で所得した財産の取扱いとなる。

⇒平成 23 年 10 月 24 日付け・国総第 44 号・国土交通省国土政策局長通知
「国土政策局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」

(最終改正：平成 24 年 3 月 15 日国総第 112 号)

(1) 根拠となる通知文内容

申請手続の原則 ⇒「別表」⇒「譲渡」(補助対象財産の所有者を変更すること)

承認条件

「処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合は国庫納付を要しない」

(「財産処分承認基準：別表」のとおり)

(2) 譲渡の方法

譲渡先が補助条件を承継する場合は国庫納付を要しないが、自己負担分を有償で新会社に譲渡する形が望ましい(意見)⇒方向性を確認・整理して連絡します。

(3) 手続き・今後の事務

[1] 最初に申請承認を得ること。

①財産処分承認申請書の作成：申請 事業主体⇒新潟県知事

②県が審査し適正と認めた後、財産処分報告(市町村等)報告書を県から⇒国に提出

[2] 国から承認を受けた後、協議会にて補助対象事業主体の変更：組織等(新会社の加入等)・補助目的を承継することを諮ること

[3] 財産管理台帳：ほか帳簿等の整理をしておくこと

旅行者の所見



国土交通省 国土政策局

離島振興課

課長補佐 (むつ小川原開発業務)

室井 雅弘

MUROI

Masahiro

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

Tel : 03-5253-8111 (内線 29-625)

03-5253-8421 (直通)

国国総第44号 平成23年10月24日付・(改正平成23年3月15日)
「国土政策局所管補助事業等に係る財産処分承認基」について
申請手続の原則 → 別表 → 譲渡

別表

財産処分区分	承認条件	国庫納付額
目的外使用(補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること)	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(貸付け期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益(当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち国庫補助金等相当額
収益がある場合	収益が	—
収益がない場合	収益が	—
譲渡(補助対象財産の所有者を変更すること)	国庫納付(ただし、処分制限期間の残存期間において、補助条件を承継する場合に国庫納付を要しない。)	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
有償	国庫納付(ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分制限期間の残存年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
無償	国庫納付(ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分制限期間の残存年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
交換(補助対象財産と他の財産とを交換すること)	・国庫納付(交換差益が生じる場合に限る。) ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち国庫補助金等相当額

(備考) 1. 道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。

貸付け(補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用を変更すること)	有償	国庫納付	貸付けにより生じる収益(当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち国庫補助金等相当額
担保に供する処分(補助対象財産に抵当権を設定すること)	無償	国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
取壊し(補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと)	有償	国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
廃棄(補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること)	有償	国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額

離島流通効率化事業による水産加工施設整備

25 12定例会 産経常任委員会 資料

- 1) 事業名 離島流通効率化事業 (国土交通省所管)
- 2) 目的 衛生的な水産加工施設の整備を行い、流通コストの低減を図りながら高品質な加工品を生産
→ 離島の活性化・島ブランドの発信・雇用促進
【目標】 加工量の増加等により、3ヶ年で流通コストの低減(6%) 【加工量5t→19tに(3.8倍)】
- 3) 事業主体 株式会社ビッグフィッシャー
本社: 長野県長野市高田字久保1182-3 代表取締役会長 小山田正樹
(25.6/25 代表取締役社長 萩野文雄に変更)
佐渡営業所: 佐渡市両津夷379
【資本金】 3,150万円 設立H22.4月
【売上】 1億(H23決算) うち佐渡営業所 2,700万円
【体制】 5事業部(①総務部②IT事業部③フード事業部④フランチャイズ事業部⑤水産事業部)
飲食店4(フランチャイズ) 鮮魚販売店舗2 (長野① 新潟①)
- 4) 共同利用者 佐渡水産物加工流通効率化協議会 (H25.1.30設立)
構成 (加工・販売) 株式会社ビッグフィッシャー (漁業団体) 佐渡漁業協同組合
(流通業) 株式会社 東新運輸 (漁業生産者) 沢根大謀
- 5) 事業内容 水産加工施設整備 86,096千円
1) 建物改修工事(水産加工用) 19,800千円 土間・排水・床・内装など
2) 機械・施設整備 66,296千円
① 3Dフリーザー(凍結機) 26,100千円 ② 冷凍保管庫(-40℃)2坪 8,590千円
③ 冷風乾燥機 2坪 11,050千円 ④ 製氷機 1t (貯氷2.5t) 5,500千円
⑤ 真空包装機 3,950千円 ⑥ 熟成乾燥機 2,400千円ほか
- 6) 事業費 86,096千円 (税抜き) [内訳] 国庫補助 43,048千円(50%)
市庫補助 8,609千円(10%)
自己負担 34,439千円(40%)
- 7) 経過 H24.12.13 国土交通省に補助金交付申請書提出 → 交付決定 24年12/20
H24.12.21 12月市議会定例会議決
H24.12.24 農林水産業補助金交付要綱特認事業(離島流通効率化事業)実施要領制定
H25.1.30 第1回 水産物加工流通効率化協議①事業費 ②実施場所 ③目標値 ④整備日程
H25.2.12 地権者と賃貸契約締結 佐渡市夷38-1 (契約期間10年 賃料100,000円/月)
H25.4.19 水産加工施設整備(建築・設備)工事発注
H25.5.16 竣工
H25.5.17 消防・保健所検査 ⇒ 消防の指摘事項の改修工事
H25.5.21 水産加工を開始
第1加工場(既設) 漁獲物のドレッシング処理 ⇒ 頭
第2加工場(新設) フイレ・トリム加工・開き加工
H25.9.27 第2回 水産物加工流通効率化協議会
①組織改編に伴う委員変更 ②施設整備・加工

H25.12.20

近藤補佐

国土交通省説明資料

8) 加工状況

5月竣工以降 11月末までの加工

25種類の水産物(マダイ・マイカ・アジ・ハチメ等)を約26t仕入れ、このほか銀鮭を約16tの計42tを仕入て、16tの加工品を生産しています。

魚の仕入れ状況(内訳)

佐渡漁協管内より:9.5t(23%)

島内他の漁協より:12t(%)

島外搬入:5t(12%)

みやぎ海洋飼料(銀鮭):15.7t(37%)

【内容】

仕入れ			加工		出荷	
佐渡漁協	あじ	1.1	鯛ヒレ加工	2.1	鯛ヒレ加工	1.7
	まいか	0.9	ほたて冷凍	0.3	ほたて冷凍	0.3
	はちめ	0.8	いか冷凍	0.2	いか冷凍	0.1
	まだい	0.8	その他		その他	
	さざえ	0.4	さば干物等	2.6	さば干物等	1.0
	その他(たこ等)	5.5				
	小計	9.5	銀鮭ドレス	5.1	銀鮭ドレス	0.2
他漁協	まいか	1.3	銀鮭ヒレ	3.8	銀鮭ヒレ	1.6
	あじ	1.2	銀鮭トリム	1.9	銀鮭トリム	1.5
	たこ	1.1				
	はちめ	0.8				
	とびうお	0.8				
	その他(ぶり等)	6.8				
	小計	12.0				
島外	またい	3.8				
	いか	0.8				
	ほたて	0.3				
	その他(たら等)	0.1				
	小計	5.0				
	全計	26.5				
	銀鮭	15.7				
	合計	42.2	合計	16.0	合計	6.4

9) 今後の予定

目標

【1】島外加工出荷

⇒県内大手加工メーカーとマイカ加工取引により、月5t(200kg/日×25日)を生産

経過(1)11/9～ 関連工場にスキルアップ研修 2名を派遣

(2)新規雇用を4名し、9名による加工生産体制 (11/21より佐渡島水産雇用)

(3)取引メーカーからの現地加工指導・加工場の衛生管理・製品検査の指導

(4)生産現状 11/26～12/9まで10日間 マイカ等1,080kg仕入れ約650kgを加工

【2】島内加工出荷

⇒島内ホテル旅館・料理店等へ干物や加工品の営業(干物卸@60～90円/枚)

10) 本社の分社化に伴う対応

5事業 ⇒ ①総務部 ⇒ 廃止

②IT事業部 ③フード事業部 ⇒ 11/21に㈱エムテックへ吸収

④フランチャイズ事業部 ⇒ 新たに「㈱ばらつく」として設立

⑤水産事業部 ⇒ 水産物の販売・営業(継続)(長野・新潟の直売所を廃止)
(加工生産・鮮魚部門を:佐渡島水産(㈱)として12/1設立し独立採算で運営)

◆実態を精査しながら、国と協議をしてゆきます。

(市の役割⇒ 離島流通効率化事業実施要綱第7条2項に基づき、監督・助言の役割を担う)

履歴事項全部証明書

長野市大字高田字久保1182番地3

株式会社ビッグフィッシャー

会社法人等番号 1000-01-018048

商 号	株式会社ビッグフィッシャー		
本 店	長野県長野市安茂里差出8'90番地1クレセントV-A棟		
	長野市大字鶴賀上千歳町1370番地	平成23年11月21日移転	
		平成23年12月	1日登記
	長野市大字高田字久保1182番地3	平成25年	4月2日移転
		平成25年	4月2日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う		
会社成立の年月日	平成22年4月12日		
目 的	1. 定置網漁業、釣・はえ縄漁業及びその他の漁業 2. 生鮮魚介の卸売及び小売業 3. 魚介類、水産物の加工、卸売、小売及び輸出入 4. 食料品の卸売及び小売 5. インターネットによる通信販売 6. ペットフードの製造、販売 7. ホテル、旅館、飲食店の経営 8. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務 9. 建築工事、店舗工事の企画、設計、施工、コンサルティング 10. 各種出版物及び印刷物の企画、製作、編集、販売 11. 前各号に附帯または関連する一切の事業		
	1. 定置網漁業、釣・はえ縄漁業及びその他の漁業 2. 生鮮魚介の卸売及び小売業 3. 魚介類、水産物の加工、卸売、小売及び輸出入 4. 食料品の卸売及び小売 5. 酒類の販売 6. インターネットによる通信販売 7. ペットフードの製造、販売 8. ホテル、旅館、飲食店の経営 9. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務 10. 建築工事、店舗工事の企画、設計、施工、コンサルティング 11. 各種出版物及び印刷物の企画、製作、編集、販売 12. 前各号に附帯または関連する一切の事業		
平成25年 7月16日変更 平成25年 7月19日登記			

長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
会社法人等番号 1000-01-018048

発行可能株式総数	1 0 0 0 株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 0 株		
	発行済株式の総数 2 0 0 株	平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日変更	
		平成 2 3 年 1 2 月 1 日登記	
	発行済株式の総数 6 0 0 株	平成 2 4 年 3 月 2 9 日変更	
		平成 2 4 年 3 月 2 9 日登記	
	発行済株式の総数 6 3 0 株	平成 2 4 年 5 月 2 9 日変更	
		平成 2 4 年 6 月 4 日登記	
資本金の額	金 1 0 0 万円		
	金 1 0 0 0 万円	平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日変更	
		平成 2 3 年 1 2 月 1 日登記	
	金 3 0 0 0 万円	平成 2 4 年 3 月 2 9 日変更	
		平成 2 4 年 3 月 2 9 日登記	
	金 3 1 5 0 万円	平成 2 4 年 5 月 2 9 日変更	
		平成 2 4 年 6 月 4 日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、譲渡する場合は株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。		
役員に関する事項	取締役 芝 本 正 樹		
	取締役 小 山 田 正 樹	平成 2 2 年 6 月 2 1 日芝本正樹の氏変更	
		平成 2 4 年 3 月 2 9 日登記	
		平成 2 5 年 6 月 2 5 日辞任	
		平成 2 5 年 6 月 2 8 日登記	

長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
会社法人等番号 1000-01-018048

	取締役 萩野文雄	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
	取締役 岩崎富高	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
	取締役 小山田瑠夏	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
		平成25年 6月25日辞任
		平成25年 6月28日登記
	兵庫県姫路市大津区新町一丁目7番地1 代表取締役 芝本正樹	
	兵庫県姫路市大津区新町一丁目7番地1 代表取締役 小山田正樹	
	長野市大字安茂里890番地1クレセントV-A棟 代表取締役 小山田正樹	
	長野市稲里町中央一丁目13番1-303号 代表取締役 小山田正樹	
登記記録に関する事項	長野県下高井郡山ノ内町大字平穩487番地5 代表取締役 萩野文雄	平成22年 6月21日芝本正樹の氏変更
		平成22年 8月 3日登記
	長野県下高井郡山ノ内町大字平穩487番地5 代表取締役 萩野文雄	平成22年 6月21日住所移転
		平成22年 8月 3日登記
	新潟県佐渡市相川炭屋町19番地3県営炭屋町住宅313号 代表取締役 岩崎富高	平成24年 1月12日住所移転
		平成24年 3月29日登記
		平成25年 6月25日辞任
		平成25年 6月28日登記
	新潟県佐渡市相川炭屋町19番地3県営炭屋町住宅313号 代表取締役 岩崎富高	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
	新潟県佐渡市相川炭屋町19番地3県営炭屋町住宅313号 代表取締役 岩崎富高	平成25年 6月25日就任
		平成25年 6月28日登記
登記記録に関する事項	設立	平成22年 4月12日登記

長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
会社法人等番号 1000-01-018048

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(長野地方法務局管轄)

平成25年12月 9日

長野地方法務局
登記官

三 村 篤



現在事項全部証明書

新潟県佐渡市鷺崎1087番地12

佐渡島水産株式会社

会社法人等番号 1100-01-029450

商号	佐渡島水産株式会社
本店	新潟県佐渡市鷺崎1087番地12
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成25年12月12日
目的	1. 定置網漁業、釣・はえ縄漁業及びその他の漁業 2. 生鮮魚介の卸売及び小売業 3. 魚介類、水産物の加工、卸売、小売及び輸出入 4. 食料品の卸売及び小売 5. インターネットによる通信販売 6. ペットフードの製造、販売 7. 貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業 8. 新・中古自動車の販売及び附属品の販売 9. 労働者派遣事業法に基づく人材派遣業務 10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並に種類及び数	発行済株式の総数 20株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、譲渡により取得するには株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。
役員に関する事項	取締役 本間 信 俊 新潟県佐渡市鷺崎1087番地12 代表取締役 本間 信 俊

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(新潟県方法務局管轄)

平成25年12月19日

新潟県方法務局佐渡支局

登記官

樋 口 毅



整理番号 キ040822

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

株式会社ビッグフイッシャー組織改編等に伴う協議の成の変更

平成25年1月30日協議会設立時

平成25年9月27日変更

平成25年12月1日現在の状況

現在

事業主体：網ビグフイッシャー

役職	氏名	備考
代表取締役会長	小山田正樹	平成25年6月25日辞任
代表取締役社長	萩野文雄	

役職	氏名	備考
代表取締役社長	萩野文雄	平成25年6月25日辞任
代表取締役副社長	岩崎富高	平成25年6月25日就任
佐渡営業所長	本間信敏	平成25年8月21日就任

役職	氏名	備考
代表取締役社長	萩野文雄	平成25年6月25日辞任
代表取締役副社長	岩崎富高	平成25年6月25日就任

分社化に伴いビッグフイッシャー水産加工業務への人材派遣等

佐渡島水産㈱	本間信俊	平成25年11月30日BF退任 平成25年12月1日設立・就任
--------	------	------------------------------------

水産物加工流通効率化協議会組織設立

旧

役職	氏名	備考
会長	小山田正樹	網ビグフイッシャー代表取締役会長
副会長	岩崎富高	沢根大謀 代表
委員	金子久榮	佐渡漁協 組合長
委員	大倉雅彦	佐渡漁協 参事
委員	佐藤進	網東進運輸 部長
委員	近藤有朋	佐渡市農水課課長補佐

水産物加工流通効率化協議会組織改編

現在

役職	氏名	備考
会長	萩野文雄	網ビグフイッシャー代表取締役社長
副会長	岩崎富高	沢根大謀 代表
委員	祝正明	佐渡漁協 組合長 (6月29日就任)
委員	大倉雅彦	佐渡漁協 参事
委員	大滝慶太	網東新運輸
委員	本間信敏	網ビグフイッシャー佐渡営業所長
委員	近藤有朋	佐渡市農水課課長補佐

水産物加工流通効率化協議会組織改編 (案)

* 国との調整及び沢根大謀の方向により構成再編成を含む

役職	氏名	備考
会長	萩野文雄	網ビグフイッシャー代表取締役社長
副会長	本間信敏	網ビグフイッシャー佐渡営業所長 ⇒ 佐渡島水産㈱
委員	岩崎富高	沢根大謀 ⇒ 網ビグフイッシャー代表取締役副社長
委員	祝正明	佐渡漁協 組合長
委員	大倉雅彦	佐渡漁協 参事
委員	大滝慶太	網東新運輸
委員	近藤有朋	佐渡市農水課課長補佐

構成団体	網ビグフイッシャー 沢根大謀 佐渡漁協 網東新運輸 佐渡市
------	---

構成団体	網ビグフイッシャー 沢根大謀 佐渡漁協 網東新運輸 佐渡市
------	---

構成団体	網ビグフイッシャー 佐渡島水産㈱ 佐渡漁協 網東新運輸 佐渡市
------	---

離島流通効率化事業：水産物加工施設整備における輸送コスト比率の低減に係る資料

※事業主体 ビッグフィッシャー株式会社

本社 長野県長野市敦賀上千歳町1370番地

佐渡営業所 佐渡市両津真 (ほか新潟営業所・加工所・販売所)

資本金 3,150万円 (設立 平成22年4月)

業種 ①定置網漁業ほかその他の漁業 ②生鮮魚の卸売・小売業 ③水産物の加工・卸売・小売 ④食料品の卸売・小売 ⑤インターネット販売ほか

役員 代表取締役 萩野文雄 取締役 (会長) 小山田正樹 (専務) 小山田瑠夏 (常務) 岩崎富高

従業員 本社 (正職10名 臨時5人) 佐渡営業所 (正職4人 臨時3人)

売上 1億円 平成23年度決算 (うち佐渡営業所 2,700万円)

取引銀行 八十二銀行

備考

①東京商工リサーチ調べ 評点は、前年度より6ポイント上昇 (営業基盤確立のため、資本金の増額・役員人事の強化を図り、今期より本格的な事業活動が予定)。

③資金計画として自己負担34,439千円のうち17,000千円を融資で、17,439千円を自己資金でおこなうことを確認しています

◆申請事業概要

事業名

離島流通効率化事業 (所管：国土交通省) 「水産物加工施設整備事業」

事業費

86,096千円 【国1/2】→43,038千円 【市1/10】→8,609千円 【事業主体4/10】→34,439千円

事業内容

加工施設整備一式

内訳

- ①施設の整備 18,140千円 面積176㎡ (床・給排水設備・天井・内装・照明等)
- ②加工設備の導入 67,956千円 急速凍結設備 (27,600) 冷風乾燥設備 (11,200) 冷凍保管庫 (8,590) 製氷 (5,570) 熟成乾燥設備 (2,400) ほか

◆計画内訳表

(平成24年 現在)				平成29年度 (1年目)				平成27年度 (2年目)				平成28年度 (3年目)			
取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送コスト削減率 (%)	取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送コスト削減率 (%)	取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送コスト削減率 (%)	取扱量 (トン)	輸送費 (円)	kg当り 単価 (円)	輸送コスト削減率 (%)
全体	5,249,800	31.3	67.4%	12,802,000	60.2	49.8	67.4%	36,448,000	49.8	43.2	67.4%	40,1,619,330	40.5	37.3	67.4%
加工	271,198,800	44.4	67.4%	301,214,000	40.5	49.8	67.4%	361,418,555	40.5	43.2	67.4%	401,619,330	40.5	37.3	67.4%
鮮魚															

◆計画目標 ⇒ 輸送に係るコスト比率の低減(△6%)を目指す。(加工量をふやすことにより)

加工量の増加による輸送コスト比率の低減 加工で約△9% (51.9円/kg→47.1円/kg)・全体 (鮮魚含) で約△6% (45.6円/kg→42.6円/kg)
加工量の増加計画 5トン→19トン (約3.8倍)、鮮魚を含めた全量は32トン→59トン (約1.8倍) を目指す。

製造委託に関する覚書

株式会社飛鳥フーズを甲、株式会社ビッグフィッシャーを乙とし、甲乙間において、以下の通り取り決めます。

(製造委託)

第1条 甲は、乙に対し、甲の指示する製品（以下「本製品」という）の製造を委託し、乙は、かかる委託に基づいて本製品を製造します。

(製造の指示)

第2条 乙は、本製品の製造工程、品質、形状、サイズその他の事項につき、甲の交付する商品形態指示書に従って製造をします。

(原料及び資材)

第3条 本製品を製造するのに必要な原料及び資材は、すべて甲が有償で乙に供給します。
2 乙は、必要とする原料又は資材の数量を、甲の指定する日までに書面によって甲に対して通知し、甲は、この乙の指定する日までに、要求された原料・資材を乙に引渡します。
3 乙は、本条の規定によって甲から引渡を受けた原料又は資材を、本製品を製造する目的にのみ使用するものとします。

(模倣の禁止)

第4条 乙は、本製品のレシピを用いて模倣品を製造及びラベル張替えによる販売はいたしません。ただし乙のレシピによる製品の製造販売はこれにあたいません。

(製造代金)

第5条 甲は、毎月末日までに納入を受けた本製品について、その代金を、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に対して振込む方法で支払います。

(品質保証)

第6条 乙は、本製品の引渡後、乙の過失による製品不良に対して、1年間は本製品の品質について保証します。（異物混入）ただし、製品引渡し後の甲の管理による製品不良に関しては、乙の責任はないものとします。

(第三者への製造販売禁止)

第7条 乙は提供資料を利用して、第三者に契約物件と同様のもの、又は類似と判断されるもの、あるいは基本原理を応用したものの製造、もしくは販売を行いません。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示しません。

(契約解除)

第9条 甲又は乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約及びこれに基づく個別契約の全部又は一部を解除することとします。

- ① 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の手続きの申立又は公売処分を受けたとき。
- ② 手形又は小切手が不渡になったとき。
- ③ 重大な過失又は背任行為があったとき。
- ④ 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑤ 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政処分を受けたとき。
- ⑥ 資本減少、営業の停止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。
- ⑦ 財務状況の悪化、又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。

(紛争解決)

第10条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、新潟地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることとします。

(期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とします。なお期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による変更、或いは解約の意思表示がない場合は、更に1年間同一条件をもって継続するものとし、その後の更新についても同様とします。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管します。

年 月 日

新潟県三条市下添内49番地

甲 住所 株式会社 飛鳥フーズ
社名 代表取締役 五十嵐 七朗

乙 住所 〒381-0034 長野県長野市高田字久保1182-3
社名 株式会社 ビッグフィッシュ
代表取締役 代表取締役社長 萩野 文雄

課長	補佐	系長	係員	担当員	
			 		水産振興 漁港

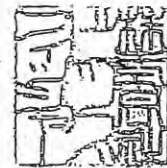
平成 26 年 1 月 9 日

佐渡市長 甲斐 元也 殿

長野県長野市高田字久保1182番地3

株式会社ビッグフィッシャー

代表取締役 萩野 文雄

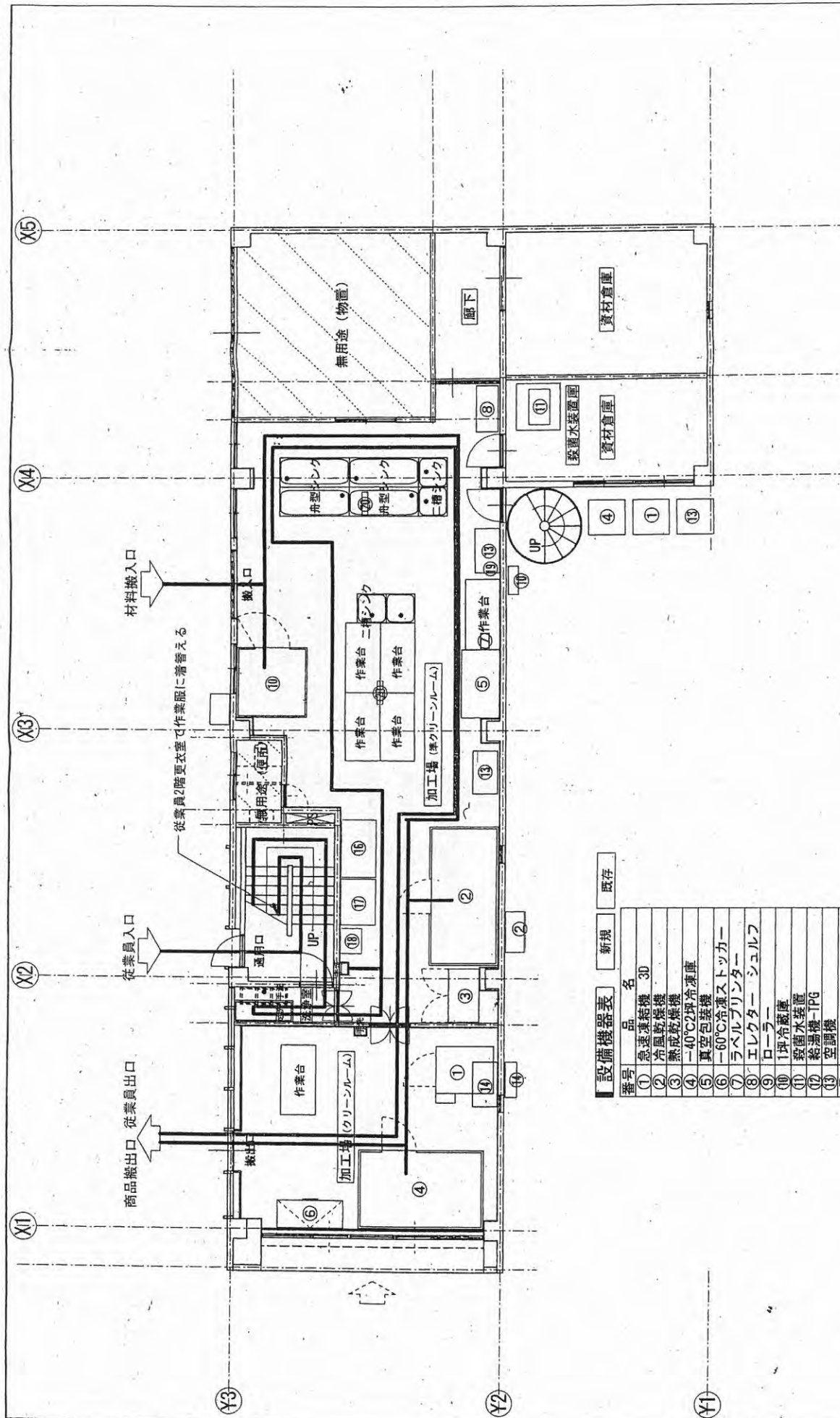


佐渡市農林水産業振興事業に係る財産処分承認申請書

佐渡市農林水産業振興事業により取得した財産を処分したいので、佐渡市補助金等交付規則第21条の規定により、関係書類を添え下記のとおり、申請します。

記

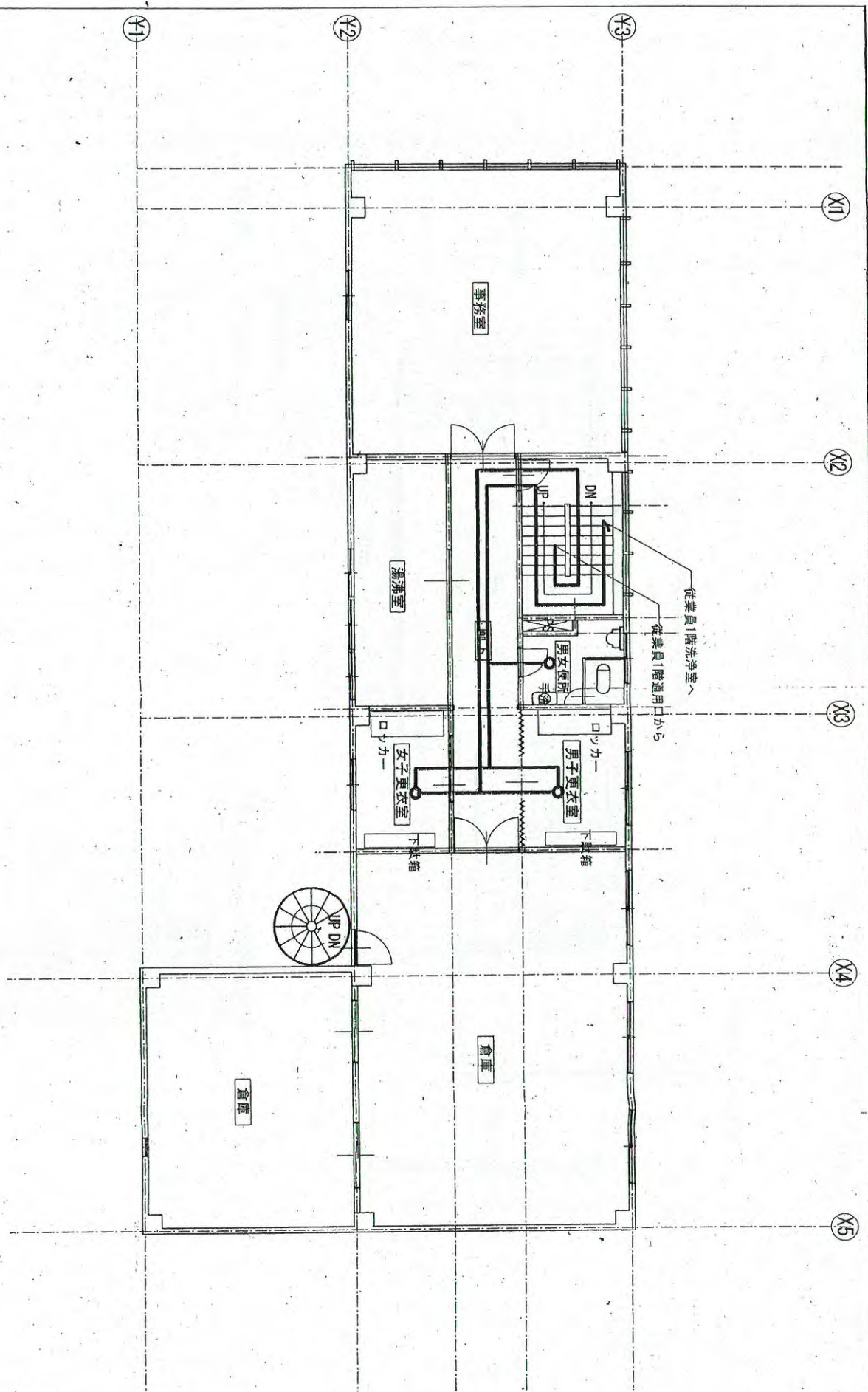
- | | |
|------------------|--|
| 1 補助事業等の名称 | 佐渡市農林水産業振興事業 |
| 2 申請物件の名称 | 株式会社ビッグフィッシャー
佐渡第二加工場 |
| 3 申請物件の所在地 | 新潟県佐渡市両津夷38-1 |
| 4 申請物件の数量 | 水産物加工場 延べ面積413㎡
急速凍結設備他、設備 1式 |
| 5 申請物件の取得年月日 | 平成25年5月16日 |
| 6 申請物件の概要 | 鉄筋コンクリート4階建ての1、2階を使用
1階 加工場 2階 事務所等 |
| 7 申請物件に係る事業費及び国費 | 事業費 86,096千円
市費 51,657千円 |
| 8 財産処分の内容 | |
| (1) 財産処分区分 | 譲渡 |
| (2) 財産処分の相手方 | 佐渡島水産株式会社 |
| (3) 財産処分の目的 | 水産加工業の継承 |
| (4) 財産処分する理由 | 会社分社化に伴う組織再編 |
| (5) 財産処分後の管理 | 佐渡島水産株式会社が管理 |
| (6) 財産処分の期間 | 平成26年1月 9 日以降 |
| (7) 財産処分の評価 | 無償による譲渡 |
| 9 補助金返還額 | 補助要件を満たしている為、発生しない |
| 10 補助金返還額の算出根拠 | |
| 11 添付書類 | 加工場平面図 |



作業動線 1階平面図 1:100

設備機器表

番号	品名	新規	既存
①	急速凍結機 30		
②	冷風乾燥機		
③	熱成乾燥機		
④	-40℃2坪冷凍庫		
⑤	真空包装機		
⑥	-60℃冷凍ストッカー		
⑦	ラベルプリンター		
⑧	エレクター シュルフ		
⑨	ローラー		
⑩	1坪冷蔵庫		
⑪	殺菌水装置		
⑫	給湯機-IPG		
⑬	空調機		
⑭	空調機		
⑮	換気扇 厨房用		
⑯	既存：業冷库1		
⑰	既存：業冷库1		
⑱	既存：製氷機		
⑲	既存：殺菌庫		
⑳	殺菌灯		



作業動線2階平面図 1:100

記録・訂正	工事名	設計・設計者	設計年月日	縮尺	図面名	NO
	(株) ビッグフロッシャー佐渡加工場・改装工事	一般建築士 大田隆雄 第102278号 佐久市基田井2829-4 TEL・FAX 0283-77-7374 信州県建設業アソシエイト 南波設計事務所 南波 正弘 印	2013/4	1:100	作業動線2階平面図	J-16

佐 農 第 2 3 4 3 号
平成 26 年 1 月 9 日



株式会社ビッグフィッシャー
代表取締役 萩野 文雄 殿

佐渡市長 甲斐 元也

補助事業で取得した財産の処分の承認申請について

平成26年 1月 9日付けにて申請のあったこのことについて、佐渡市補助金等交付規則第21条に基づき、下記の条件によりこれを承認する。

記

- 1 申請内容に変更が生じた場合、速やかに担当課と協議し所定の手続きをとること。

起 案 用 紙

部外秘 ・ 至 急

決裁区分	本庁支所行政サービスセンター(課長等決裁) ▼			文書番号	2343	
課 長 等	課長補佐等			(合 議)	起 案	平成26年 1月 9日
					収 受	年 月 日
					決 裁	26年 1月 9日
係 長 等					施 行	年 月 日
					処理期限	年 月 日
係					起 案 者	農林水産課 風間 春一 
					(内線)	()
					公開区分	公 開
					(非公開とする部分・理由・期限)	
文書分類	320-002	簿冊番号	25完結第3134号		保存期間	10年保存
施行先 (あて先)	株式会社ビッグフィッシャー				施行方法	
発 信 者	佐渡市長					
件 名	補助事業で取得した財産の処分の承認申請について					
〈 本 文 〉 標記の件につき、別紙のとおり承認してよろしいかお伺いします。 記 1. 事業名 離島流通効率化事業(国交省) 補助率50% 佐渡市農林水産業振興事業 補助率10% 2. 事業主体 株式会社ビッグフィッシャー 3. 申請物件 株式会社ビッグフィッシャー 佐渡第二加工場 4. 事業費 86,096千円 国補助 43,048千円 市補助 8,609千円 5. 処分概要 株式会社ビッグフィッシャーの組織再編に伴い、補助要件である「水産加工業の継承」を充たすため佐渡島水産株式会社へ上記物件を譲渡する。						

佐渡市



佐 農 第 号
平成 26 年 1 月 9 日

株式会社ビッグフィッシャー
代表取締役 萩野 文雄 殿

佐渡市長 甲斐 元也

補助事業で取得した財産の処分の承認申請について

平成26年 1月 9日付けにて申請のあったこのことについて、佐渡市補助金等交付規則第21条に基づき、下記の条件によりこれを承認する。

記

- 1 申請内容に変更が生じた場合、速やかに担当課と協議し所定の手続きをとること。

株式会社ビッグフィッシャー佐渡第二加工場の譲渡に係る契約書

株式会社ビッグフィッシャー（以下「甲」という。）と 佐渡島水産株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社ビッグフィッシャー佐渡第二加工場（以下「第二加工場」という。）の譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

（譲渡物件）

第1条 甲は、乙に下記の設備他（以下「譲渡物件」という。）を無償で譲渡する。

物件名	規模等	備考
1、急速凍結設備	空冷別型冷凍機ユニット 1500枚凍結/1H	離島流通効率化事業 補助対象
2、冷凍保管庫 冷凍ストッカー	2坪 476L	離島流通効率化事業 補助対象
3、製氷機 及び貯氷庫	製氷能力1t/日 2t～3t貯氷	離島流通効率化事業 補助対象
4、冷風乾燥設備	空冷一体型冷凍機ユニット 2000枚乾燥/6H	離島流通効率化事業 補助対象
5、熟成乾燥機	触媒燃焼方式 360枚乾燥/4H	離島流通効率化事業 補助対象
6、その他設備	搬入出ローラー、ラベルプリンター、真空包装機 作業台、シンク等	離島流通効率化事業 補助対象
7、加工場施設	189㎡/1F 224㎡/2F	離島流通効率化事業 補助対象
8、その他	付随する全ての備品	離島流通効率化事業 補助対象外

（譲渡物件の引渡し）

第2条 甲は乙に平成 26 年 1 月 9 日に譲渡物件を現地において現状のまま引き渡すものとする。

（担保責任）

第3条 甲は、譲渡物件の引き渡し後において、乙が当該譲渡物件に係る数量に不足のあることを発見しても、当該不足のあることについて一切の責任を負わないものとする。

（用途の制限）

第4条 譲渡物件は国及び佐渡市の補助事業により整備した施設であるため、補助事業の目的を承継することとする。前項の条件に違反したことにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく国及び市の補助金の返還義務が生じた時は、乙は、当該返還すべき額を国及び市に支払わなければならない。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約による乙の契約内容を履行しないとき又はその見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の契約内容に違反したとき。

(契約費用及び公租公課等)

第6条 次に掲げるもののほかこの契約の締結に係る費用は、乙の負担とする。

- (1) 契約書に添付する収入印紙
- (2) 所有権移転後の原因により生じた公租公課

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙双方で1通を所持する。

平成 26年 1 月 9 日

受渡人 長野県長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
代表取締役 萩 野 文 雄

受取人 新潟県佐渡市鷺崎1087番地12
佐渡島水産株式会社
代表取締役 本 間 信 俊

履歴事項全部証明書

長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
会社法人等番号 1000-01-018048

商号	株式会社ビッグフィッシャー		
本店	長野県長野市安茂里差出890番地1クレセントV-A棟		
	長野市大字鶴賀上千歳町1370番地	平成23年11月21日移転	
		平成23年12月1日登記	
	長野市大字高田字久保1182番地3	平成25年4月2日移転	
		平成25年4月2日登記	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う		
会社成立の年月日	平成22年4月12日		
目的	1. 定置網漁業、釣・はえ縄漁業及びその他の漁業 2. 生鮮魚介の卸売及び小売業 3. 魚介類、水産物の加工、卸売、小売及び輸出入 4. 食料品の卸売及び小売 5. インターネットによる通信販売 6. ペットフードの製造、販売 7. ホテル、旅館、飲食店の経営 8. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務 9. 建築工事、店舗工事の企画、設計、施工、コンサルティング 10. 各種出版物及び印刷物の企画、製作、編集、販売 11. 前各号に附帯または関連する一切の事業		
	1. 定置網漁業、釣・はえ縄漁業及びその他の漁業 2. 生鮮魚介の卸売及び小売業 3. 魚介類、水産物の加工、卸売、小売及び輸出入 4. 食料品の卸売及び小売 5. 酒類の販売 6. インターネットによる通信販売 7. ペットフードの製造、販売 8. ホテル、旅館、飲食店の経営 9. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務 10. 建築工事、店舗工事の企画、設計、施工、コンサルティング 11. 各種出版物及び印刷物の企画、製作、編集、販売 12. 前各号に附帯または関連する一切の事業 平成25年7月16日変更 平成25年7月19日登記		

長野市大字高田字久保1182番地3
 株式会社ビッグフィッシャー
 会社法人等番号 1000-01-018048

発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株	
	発行済株式の総数 200株	平成23年11月25日変更
		平成23年12月 1日登記
	発行済株式の総数 600株	平成24年 3月29日変更
		平成24年 3月29日登記
	発行済株式の総数 630株	平成24年 5月29日変更
		平成24年 6月 4日登記
資本金の額	金100万円	
	金1000万円	平成23年11月25日変更
		平成23年12月 1日登記
	金3000万円	平成24年 3月29日変更
		平成24年 3月29日登記
	金3150万円	平成24年 5月29日変更
		平成24年 6月 4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、譲渡する場合は株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。	
役員に関する事項	取締役	芝 本 正 樹
	取締役	小・山 田 正 樹
		平成22年 6月21日芝本正樹の氏変更
		平成24年 3月29日登記
		平成25年 6月25日辞任
		平成25年 6月28日登記

長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
会社法人等番号 1000-01-018048

	取締役 萩野文雄	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
	取締役 岩崎富高	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
	取締役 小山田瑠夏	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
		平成25年 6月25日辞任
		平成25年 6月28日登記
	兵庫県姫路市大津区新町一丁目7番地1 代表取締役 芝本正樹	
	兵庫県姫路市大津区新町一丁目7番地1 代表取締役 小山田正樹	
	長野市大字安茂里890番地1クレセントV-A棟 代表取締役 小山田正樹	
	長野市稲里町中央一丁目13番1-303号 代表取締役 小山田正樹	
登記記録に関する事項	長野県下高井郡山ノ内町大字平穂487番地5 代表取締役 萩野文雄	平成22年 6月21日芝本正樹の氏変更
		平成22年 8月 3日登記
	長野県下高井郡山ノ内町大字平穂487番地5 代表取締役 萩野文雄	平成22年 6月21日住所移転
		平成22年 8月 3日登記
	新潟県佐渡市相川炭屋町19番地3県営炭屋町住宅313号 代表取締役 岩崎富高	平成24年 1月12日住所移転
		平成24年 3月29日登記
		平成25年 6月25日辞任
		平成25年 6月28日登記
	新潟県佐渡市相川炭屋町19番地3県営炭屋町住宅313号 代表取締役 岩崎富高	平成24年 5月30日就任
		平成24年 6月 4日登記
	新潟県佐渡市相川炭屋町19番地3県営炭屋町住宅313号 代表取締役 岩崎富高	平成25年 6月25日就任
		平成25年 6月28日登記
	設立	平成22年 4月12日登記

長野市大字高田字久保1182番地3
株式会社ビッグフィッシャー
会社法人等番号 1000-01-018048

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(長野地方法務局管轄)

平成25年12月 9日

長野地方法務局

登記官

三 村 篤



整理番号 B050465

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。